
平成21年第4回大和町議会定例会会議録

平成21年6月9日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝 君
教 育 長	堀籠 美子 君	産業振興課長	遠藤 幸則 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり 課 長	千坂 正志 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二 君
税 務 課 長	佐藤 成信 君	教育総務課長	瀬戸 善春 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	生涯学習課長	横田 隆雄 君
環境生活課長	高橋 完 君	総務まちづく り課まちづく り 対 策 官	千葉 恵右 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	書 記	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

【議事日程】

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「諸般の報告」

日程第4「一般質問」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時57分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

みなさん、おはようございます。

少し時間早いんですが、みなさんおそろいですから、ただいまから平成21年第4回大和町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番桜井辰太郎君及び17番大崎勝治君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月12日までの4日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長として報告事項は印刷してお手元に配付しているとおりでございます。ご了承ください。

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

みなさん、おはようございます。

第4回大和町議会定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成21年第4回大和町議会定例会が開会されるに当たり、提案いたします一般会計補正予算などの議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、国内の経済状況についてであります。昨年からの金融危機・不況は製造業生産や輸出の減少幅回復傾向から、底を打ったとの報道がある反面、雇い止めや賃金減額の影響を受けた個人消費の停滞があり、地域経済への波及期間を考えますと東北における立ち直りには、まだ時間を要するとの見解があるなど、いまだ見通しがつきがなく、今後も注視する必要があるものと思っております。

このような全体の景況感でございますが、大和町を取り巻く状況に目を向けますと低炭素社会構築の手段として打ち出された環境対応策から、ハイブリッド車購入受注が好調に推移する見通しとなり、トヨタ自動車東北では部品製造の増産体制への移行発表がありました。また、パナソニックEVエナジー社が昨年から進めております工場建設につきましては、本

年7月に完成の見通しで、その後設備搬入を行い、秋には静岡県内で研修している宮城県内採用の約190人と本社従業員が工場に入り、年内または来年早々に操業できるよう準備を進めると、仙台での講演で林社長が話されておりました。

このように、日本全体、東北、宮城県の経済状況は、なかなか見通しを断定できる状況ではございませんが、新たに講じられる経済対策により経済回復が促進されるとともに、効果ある事業への取り組みを進め、町発展と町民サービスの向上に寄与していきたいと考えているところでございます。

次に、平成20年度の決算見込み状況につきまして、ご説明をいたします。

まず、一般会計でございますが、歳入で87億6,300万円余り、歳出で82億3,700万円余りとなる見込みでありまして、収支額は5億2,600万円となりますが、これから繰越し経費に充てます一般財源が1億7,500万円ありますので、実際上の形式収支は3億5,100万円余りと想定いたしております。歳入では、町税が景気動向を反映して前年度に比較し減収となるのではと懸念していたところでございますが、概ね前年度と同等の36億9,000万円の見込みとなっております。

税別では、町民税、軽自動車税、都市計画税が若干伸びて、固定資産税、町たばこ税が若干の減となっておりますが、20年度につきましては、法人関係につきまして予定納税制度と昨年後半の企業業績悪化状況から、決算によります還付金見込み1億4,000万円を明許繰越し措置としておりますので、それを含めた判断では約3.5%の減になるものでございます。

また、基金関係につきましては、財政調整基金には当初の取り崩し措置から取り崩しゼロとし、さらに19年度決算剰余金から2億円を、基金利子を含んだ2,300万円を予算積み立てし、年度末残高は5億7,000万円余りとなっております。庁舎建設基金につきましては、建設事業が本格スタートしましたことにより2億5,000万円余りの取り崩し充当となり、年度末残高は8億3,000万円余りとなっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、3,500万円余りの黒字決算となる見込みであり、また他の特別会計につきましてもそれぞれ

れ黒字決算となるものと見込んでおります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第51号は、第4次総合計画に基づくまちづくりを推進するため、公共施設整備全般に使用できることを目的に「大和町まちづくり基金」を設置する条例を制定するものであります。

議案第52号から第55号までは、児童医療費、母子・父子家庭医療費、乳幼児医療費及び心身障害者医療費の助成に関して、新たに高額介護合算療養費による負担調整が行われることになったことから、この経費を一部負担金からの控除項目に加える改正並びに文言の整理等を行うものでございます。

議案第56号は、第4次総合計画の策定が終了したことにより、審議会条例を廃止するとともに、審議会委員の報酬等について関係条例から削除するものであります。

議案第57号の町有財産処分につきましては、鶴巣幕柳地区の町有林について、部分林を構成しております幕柳地区との協議を含め協議が整いましたので山砂採取用地として処分しようとするものであります。

議案第58号の一般会計補正予算につきましては、2億2,993万9,000円を追加し、総額を88億8,593万9,000円とするものであります。

補正の大要であります。国の21年度補正に関する地域活性化・経済危機対策臨時交付金、緊急雇用創出事業の追加に町有林売却関連が大部分を占める内容となっております。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費は公会計、公の会計、公会計の企業会計化を進める前段として、公有財産の基礎台帳データ整備の委託経費、まちづくり基金への積み立て措置と新庁舎への移転に伴う保存移転文書の整理経費を計上しております。

民生費は、待機児童が発生しておりますもみじヶ丘保育所の増築経費、大和町保育所ではゼロ歳児待機児童の解消対策として保育士の派遣経費、各児童館の児童学習支援員8名の配置経費並びに団塊世代の退職等の事情変化からシルバー人材センターの設立準備調査経費を計上しております。

衛生費は、新型インフルエンザ対策経費を、商工費は商店街にぎわいづ

くり事業に対する県補助金分と観光地設備整備として四十八滝運動公園にありますトイレの水洗改修費を計上しております。

土木費は、緊急雇用による既設公園遊具等の塗装経費と杜の丘等5公園の遊具整備費を計上しております。

教育費は、まほろばホールと教育ふれあいセンターの消防設備経費と児童生徒の学力パワーアップ支援事業等について計上しております。

以上が、歳出の主なものでありますが、財源といたしましては国補正計上の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を9,355万8,000円、緊急雇用創出事業交付金を含む県支出金3,278万9,000円、財産売払収入7,862万2,000円、繰越金1,572万8,000円、諸収入923万円等をもって措置するものでございます。

なお、本年1月から施行いたしましたふるさと寄附金について1件の寄附があり、予算計上を行っております。また、現在、企業関係者の方より4件の申し出があり、事務処理中でございます。

議案第59号から第64号までは、本吉町が本年9月1日に気仙沼市に編入合併することに伴い、関係一部事務組合から本吉町が脱退することになり、おのこの組合規約の変更を行うもの。諮問第3号は、任期満了を迎える人権擁護委員の推薦について意見を求めるもの。選挙第1号は、本年8月に任期満了を迎える町の選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙をお願いするものでございます。

以上が、今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

皆さん、おはようございます。6月は梅雨の季節です。きょうは天気よ
ろしいんですが、そろそろ梅雨に入る時期になると思います。雨に一番似
合う花、アジサイ、私の大好きな花です。花言葉は「移り気な心」なそう
です。

それでは、通告に従いまして、別に花言葉に何も無いんですけども、
余り緊張した中での質問ですと、ちょっとパニックになりますので、ちょ
っと柔らかい感じで花言葉をお知らせいたしました。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

初めに、乳幼児医療費助成の拡大についてであります。少子高齢化社会
といわれてからは大分なりますが、国は少子化を食いとめるためにエンゼ
ルプラン、新エンゼルプランなどの政策をとってきました。しかし、なか
なか少子化に歯どめがかからないのが現状であります。

子育て支援の一つに乳幼児医療費助成制度がありますが、この制度も自
治体によっては大きな差があるようです。対象年齢を見ますと3歳未満と
したところから中学校卒業までと幅広く、また親の所得制限があったり一
部自己負担があったりとさまざまです。

本町の子育て支援事業は、乳幼児医療費の通院がゼロ歳から3歳までを
6歳まで助成対象年齢が引き上げられ、さらには入院についても15歳まで
拡大されました。そのほかにも支援事業として医療費窓口払いの廃止、今
年、21年の4月からは妊婦健診が14回まで公費負担になりましたが、本町
は20年の4月から他町村では余り進んでいなかった妊婦健診の公費負担を
2回から5回になるなど、乳幼児に係る医療費の本町の取り組みは他の自
治体より一歩進んだ子育て支援事業であると感じております。

しかし、近年は医療費の無料化を小学校卒業まで、中学校卒業までと他
自治体の医療費無料化の対象年齢の拡大が進んでおります。また、近年の
不況で給料の減額、非正規雇用の解雇、さらには失職などで子育て世帯の
収入が不安定になり子育て世帯では一層経済的負担が重くなってきており
ます。6月4日の新聞にも「出生率 1.37、3年連続で上昇」とありまし
たが、出生率は景気に左右される面もあり、今後以降は不景気の影響を受
けるのではないかと懸念の記事でありました。人口維持に必要とされる

水準は2.07です。まだまだ低い状態です。東北の出生率を見ますと福島が1.52、山形が1.44、岩手1.39、秋田1.32、青森1.30、宮城が1.29で最下位となっております。

子どもの病気は突発的に発生することが多く、子育て中の子どもにかかる医療費は家計の大きな負担となります。医療費の心配することなく病院にかかれる環境の整備、さらには今後の企業進出に伴い定住促進を図る上でも子育て支援の充実は重要施策であると思います。現行のゼロから6歳までの乳幼児医療費助成対象年齢を12歳の小学校卒業までとし、さらなる子育て支援の充実を図ってはいかががでしょうか。町長の考えを、お伺いいたします。

議長 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、堀籠議員さんのご質問にお答えいたします。

乳幼児等子ども医療費の無料化支援につきましては、議員のご指摘のとおりですね、県内ほとんどの市町村が何らかの形で県の支援制度に上乗せをして拡大して対応しておりまして、本町におきましても先ほど議員もお話しいただきましたけれども平成15年の10月から6歳までの拡大及び平成18年10月より15歳までの入院費用の拡大を行ってきてるところでございます。特に、この中学生までの入院費用拡大支援につきましては、県内5町村、まあ本町含んでですが、制度化をしておりまして、その中におきましても県支援制度とのめり張りとして所得制限を設定せずに、すべての児童生徒を対象としている町村も本町を含む4町村だけというふうに聞いております。

ご質問の小学生の通院費支援拡大につきましては、医療費の実態及び景気回復等税財政見通しをよく見きわめ判断したいと考えるものでございます。つきましては、当面の対応といたしまして、国民健康保険及び社会保険等加入制度別の医療実態について定住者の動向も見据えながらですね、学校及び医療関係機関等を通じ、調査をいたしたいというふうに思っているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

実はですね、先日の5月31日の河北新報に県がまとめた3月末での高齢者人口調査発表がありました。65歳以上の高齢化率が前年対比0.6ポイント増で21.8%で過去最高を更新しました。その中で大和町だけが高齢化率20.3%で前年を下回り、ほかの35市町村は高齢化が進んだとありました。ここ数年、もみじヶ丘保育所、大和町保育所の待機児童も年々多くなってきております。本町の高齢化率が昨年を下回った、その背景には若い世代の定住者がふえたからではないでしょうか。高齢化率をもっと下げ、町全体を活気づけるためには、もっともっと若い世代を呼び込む施策が必要だと思っております。さらには、企業進出に伴って定住しようとする世帯も一番知りたいのは学校の学力レベル、それと子育て支援の充実だと思っております。

そこで、これは通告してないことなのでおわかりでなかったらいいんですが、参考までに6歳以上の医療費は、今3割負担なんです。3割自己負担なんですけれども、これ小学校では、どの程度3割負担の医療費がかかっているのか、病院に行ったときの3割負担ですね。また、中学校の3割自己負担の医療費が幾らなのか、おわかりでしたら、その点も含めて伺いしたいと思います。お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員お話のとおり、この間の河北新報におきまして高齢者、高齢率といいますが、につきまして県の全体の数値が発表になっておったのを、私も見ております。その中で大和町、今お話のとおり高齢化率が上がらなかったというかマイナスになったといえますか——という状況でございまして、このことは高齢者の方ふえて、今人口若干ずつふえておりますので、こういった方々が若い方が

お住まいをいただいております結果として、その高齢化率が下がったといたしますかね、減少したんだというふうに考えておるところでございます。

そういった意味で若い人たちが来るということ、このことはいろいろな意味で大和町を選んでもらってるんだというふうに思いますが、今後ますますさっきおっしゃったとおり子育てや、また学校とかそういったものについての整備といたしますかね、いろんな形で町としてもしっかりやっっていかなければならないというふうに思っております。

そういった中で何を求めるか、何を求められるか、そういうこともいろいろあると思うんですね。おっしゃるとおり医療、非常に大切なことだと思いますし、学校教育レベルアップ、それもそうだと思うところでございますが、その中の、その中ですべてをなかなかできないところもあるものですから、ですからそういった中での選択性といいますかね、そういったものが必要になるというふうに思っています。

医療につきましては、先ほど申しましたとおり国民健康保険の実態は町の方でつかめるわけでございますが、その他の社会保険とかほかのものについては、なかなかつかめない状態に現在あるところでございまして、その部分について、今、今後調査をしながらですね、どういったことになってるのか、そういったことを検討していきたいというふうに考えております。

なお、あとの3割負担ということでございますが、小学校で約8,000万、中学校で3,500万ということですね、という負担ということでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）
この3割負担の医療費なんです、小学生が8,000万、ですか。（「ちょっと数字については課長から」の声あり）課長、お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

ただいま町長がお答えしましたように、医療費の総額でございますけれども、概算で小学生で約 8,000万、中学生で 3,500万が医療費の総額でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

これ総額といいますと全部ですね。3割負担から、あと国の負担から町の負担から全部……（「はい」の声あり）全部で 8,000万。と、そうするとこの中から3割負担というのが大体幾らぐらい……。ここは7割と3割に分ければいいということですか。

町民課長 （瀬戸啓一君）

はい、そのとおりでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

8,000万を3割、8,000万を3割と7割に分けるということは、 $3 \times 8 = 24$ で 2,400万、2,400万が6歳以上の3割負担、小学校で3割負担が 2,400万ということですね。そして、中学校だと 3,500万の3割だから 1,000……。そうすると、私、今小学校のこと言っているんですけども、小学校までだと 2,400万を、これを負担するつもりだと3割、6年生までを医療費助成に拡大するととなると 2,400万円を手出しするだけで済むということになるんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

はい、そのとおりでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

いや、私、もっともっと医療費がかかるから、なかなかこの12歳までとか中学校までというのに取り組めないのかなと思ったら、意外と、意外と安いと言えぱちょっとおかしいと思うんですけれども、2,400万で12歳まで助成が拡大できるつつんだったら、私、これ何かそんなに難しいことじゃないんでないかと思うんですけれども、まあ財政的なことが一番なんでしょうけれども、やっぱり支援策を出してね、定住者とか若い人たちがここに住んでくれるということは固定資産や町民税、所得税が入るわけですから、結局町税がふえることになるんです。なもんですからね、私、これをそんなに難しくなく何かやれるような気がします。

秋田県では、ことしの6月に少子化対策本部が設置されました。して、そのねらいはというと子育てや若者の定着を図り人口の減少を食いとめるのがねらいということで、その中での検討事項の一番が子育て、教育の経済的な負担の軽減。二つ目が仕事と家庭の両立支援を掲げております。だから、やはりどうしても若者を定住させるというためには、こういう子育て支援、それが一番私はポイントになるんじゃないかなと思っております。これから少しずつ上向きになって企業が来た場合、やはり若い世帯がポイントになるものを打ち出しているところに定住するんじゃないかなと思いますので、ぜひこれ検討いただけたらと思います。

私、子育て支援というのは、本当に先行投資だと思っておりますので、ぜひこれらのことも含めた中でご検討いただければと思います。一言お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しました子育て支援につきましては、今までもですね、大事なことだという部分の中でしっかり取り組んできておるところでございます。今後もそういったことについては、大切な事業だと思っておりますから、このことも含め、全体的な部分の中でやっていきたいと思っております。

8 番 （堀籠日出子君）

よろしくお願ひします。

それでは、次に入ります。2学期制の導入について質問を行います。

平成14年度から新指導要領が全面実施と完全学校五日制の導入で教科学習の内容と時間が大幅に減り、総合的な学習の時間が新設されました。生きる力の育成を図り、ゆとりある教育活動を展開する学習指導の要領の基本的な考えであります。そして個性を生かす教育を図ること、とあります。しかし、このゆとり教育も教育現場では授業日数、時間数が大幅に減少したことで、子どもたちがゆとりを持って学習に取り組み、適切な評価を受けることが大変難しくなってきたと言われております。他の自治体では、児童生徒の時間的・精神的なゆとりある教育活動を目指して学期制の見直し、2学期制を導入している教育委員会が年々増加傾向にあります。3学期制は100年以上も続いてきた教育制度で、私たちの生活習慣の中に根強くできてる制度であり、夏休み、冬休み、春休みで学期を区切っており、今まではこの3学期制で教育を受けてきました。

2学期制は1年を前期・後期の二つの学期に分け、前期（1学期）は4月1日から10月の中旬、後期（2学期）は10月から翌年の3月31日まで、夏休み、冬休み、春休みは同じで前期・後期の間に数日の秋休みが入りますが、始業式・終業式が減ることで授業時間数が確保され、一定の学習期間を長い区切りにする事で、子どもたちが学習や諸活動にじっくり取り組める。教師と子どもたちが向かい合い、適切な評価が受けられるなどの効果が報告されております。

本町の学校教育の状況を見ますと、児童生徒の基本的な生活面では早寝、早起き、朝御飯の習慣がついており、県・全国平均を上回り、道徳面においても県・全国平均を上回っておりますが、体力、運動能力テストの結果

では小・中学校ともほとんどの種目が全国・県平均を下回ってる状態です。学力面の学習状況では、小・中学校とも全国・県レベルより大きく下回っており、家庭学習面においても予習・復習時間が少なく、学力面・家庭学習面ともに多くの課題が残されております。

本町の児童生徒は、社会を生き抜いていくための基礎となる生活面、道徳面が全国平均を上回っておりますので、これは家庭のしつけや習慣、教育現場での取り組みの結果のあらわれであると評価するところであります。反面、体力、運動、学力向上の面においては、やっぱり教育現場でしっかりやってもらわなければなりません。

そこで、ゆとり教育から充実教育に変える2学期制の導入について、教育長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

学校2学期制についての質問にお答えいたします。

小中学校の2学期制に関しましては、学校週五日制が導入された平成14年度から全国的に取り入れる学校が出てきました。県内においては、平成15年度に仙台市の小中学校が全国に先駆けて一斉に実施し、その後県内の幾つかの市町村で2学期制を実施してきております。

2学期制に関しましては、議員がおっしゃるようなメリットが考えられますが、逆に長期休業に入る前に通信票等が児童生徒に渡されず、夏休みや冬休み中の子どもたちの生活の目標が立てられない等のデメリットも考えられます。仙台市を除く県内公立の小中学校で、この2学期制を導入している学校は、今年度小学校では63校で19.7%、中学校では35校で22.7%でございます。平成15年度、仙台市が導入してから県内でも取り入れる学校がふえてきたように思われますが、過去3年間の数値を見ますと平成19年度が小・中合わせて98校、それから20年度が95校、21年度が98校とほぼ横ばいの状態でございます。これは先ほど述べたように2学期制を実施した場合のメリットやデメリットがあり、それらを各市町村教委や学校が考

慮した結果であると考えます。

2学期制をとることによって、始業式や終業式の回数は確かに1回分2日減り、その分を授業に回すことができ、授業時数を確保することができることは事実ですが、年間を通して学校が行事の精選等を図り、計画的に教育実践を図ることによって3学期制でも十分な授業時数を確保することができております。2学期制を導入した学校の中学2年生の年間授業時数は1,015時間、3学期制をとっている学校は1,010時間と5時間の差だけになっております。文部科学省で定めている標準授業時数は980時間ですので、3学期制でも十分授業時数の確保ができると考えております。

また、2学期制は学期の期間が長く、じっくり児童生徒が学習活動に取り組めるメリットはあります。特に中学校の技能教科、音楽・美術・体育・技術家庭でございますが、に関しては、3学期制の場合、修学旅行や中総体等行事が集中する1学期や期間の短い3学期などでは授業時数が少ない中で通信票のために評価を出さなければならないという短所があります。これに関して、本町では、宮床中学校が3学期制の中でも技能教科の評価を前期と後期の2回で実施しております。新学習指導要領で小学校では平成23年度、中学校では24年度から完全実施になり、現行指導要領により標準授業時数が年間35時間、週1時間程度ふえることとなります。この完全実施に向けて各校で移行措置の中、現在教育活動を実施しておりますが、2学期制については、学校行事の精選や教職員の業務多忙化を含めて総合的な中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

2学期制導入にすることに対しては、やはり当然のことながらメリット・デメリットがあると思っております。メリットにつきましては、先ほどお話ししたとおりですが、やっぱりデメリットとしても通信簿の回数が減る。また、時間数が、授業時間数がふえたからってそんなに急に学力が上がるわ

けでもない。保護者の不安も多分すごく大きいところが出てきて、なかなか2学期という、今まで100年も続いた3学期制の中から転換するというのは、本当に大変な精神的な負担も多いんじゃないかなと思っておりますが、やはりほかのね、ほかの学校でもこうやって2学期制を取り入れてるところがあるんですよ。結構、今教育長は横ばいになってるっていうんですけれども、やはり取り入れていまだに2学期制でやってるということは、それなりのメリットがあるわけですからね、学校にも、そして児童生徒にもあると思うんです。実際、郡内でも富谷町、あと大衡村が2学期制を導入しております。なもんですからね、この間富谷と大衡の父兄の方にも聞いたんですけれども、2学期制になってどうですかっていったら、やっぱり最初はちょっといろいろ戸惑ったところもあったんですけれども、今は何の問題もなく2学期をちゃんと過ごしてますっていうお話がされました。

なもんですから、やはりもう少しこれ2学期制について、教育長、2学期制については、これ今こ最近どんどん出てきたわけじゃないもんですから、以前にこれ2学期制について大和町ではどうしようかなんていう議論はされたことがおありなんでしょうか、お尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

2学期制については、教育委員会で過去2回話し合ってきておりますが、現状の段階では3学期制でも十分対応できるということで今来ているところでございます。

議員がご心配の授業時数の確保というのが2学期制導入では一番それがありませんので、授業時数を確保するという意味では、今年度、夏休み中に教育上必要があるときは7日間授業を限度として認めるということで管理規則に盛り込んだところではございます。また、先ほど3学期が大変短いということですが、大和中学校ではやはり技術と家庭科、この評価を宮床中と同じに前期と後期で行って、評価を行っておりますが、3学期につ

いては、大和中では2学期の終わりを12月の第1週としております。そして、3学期の始めを12月第2週からということで、その学期として時間表を変えて行っているというふうになっているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

中学校においては、少し3学期が1月から始まるのを前倒しつつうんですか、12月に始まったり2学期の終わるのを12月に入れたりという、そういう中でやりとりされてるということなんですけれども、やはりこれは全然、議論するときは保護者には全然こういう情報も流さないで教育委員会だけで議論されてるんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

保護者の方には知らせておりません。ただ、校長会とそれから定例の教育委員会でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

私、何事においても、やはり議論というのはすごく大事だと思うんです。それで、2学期制ありきじゃなくてね、やはり今はこういう2学期制に移行してる学校もあります。そして、2学期制はこういうメリット・デメリットありますということを、ある程度いろんな父兄会があるときにそういう今はこういうふうな教育方針が変わってますとかね、そういう保護者の方々にもそういう情報を流して、そしてその反応を見るというのもまた私必要じゃないかなと思います。そして、今、本当に教育要綱がどんど

んどんどん変わってきております。先ほど教育長が言ったように小学校では23年に、中学校では24年に要領が変わって、これからは理数系を重視した学校教育になるようで、小学校でも今まで4年生で算数の授業やったのが下ろして3年生で学ばせるようにするなど、そういう教育要綱も変わっておりますのでね、やはり私は大和町の子どもは、やっぱりこの自然豊かな中で3学期制でも十分に授業日数も確保でき、そして行事も何ら問題なくやれるんですよという、そういう議論はね、私ぜひやっていただいて、そして保護者にも情報を流して、そして何かあった場合にそういう情報を一緒に吸い上げて取り組めるような形にこれからぜひやっていくべきじゃないかなと思っておりますので、もう一言お尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）
ただいま議員がおっしゃったのを伺って、本当におっしゃるとおりだと思います。保護者の方にも意見を公表していきたいというふうに思っております。また、この施行に当たっては、町・市の管理規則で決めている町村とそれから現在教育委員会がある地域だけ指定してやってもらっている地域、それから校長先生の申し出によってやっているという三つのパターンがございまして、結構数の出入りがあってやめている、校長先生がかわってやめたところも宮城県では1町ございます。

で、今後、先ほども申しましたが、この制度のいいところを取り入れながら全体として考えていきたいとは思っているんですが、ただ議員がおっしゃった保護者ということも今後考えていきたいというふうに強く思ったところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）
教育委員会だけの議論じゃなくて、ある程度保護者の方にも情報流した

中で議論していただきまして、大和町の児童生徒、体力・学力ともにトップレベルまでいくような形に吸い上げていただきたいと思います。終わります。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩は10分間とします。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番平渡高志君。

4番（平渡高志君）

先ほどですね、元議長の高平伝雄大先輩が急逝したという報告を受けました。先輩は東北議長会会長、また大和町消防団を16年間という長い間お務めいただきました。大先輩に対して哀悼の意を捧げるものであります。

それでは、私から一般質問をさせていただきます。通告に従いまして2件、2要旨について質問をさせていただきます。

まず、第1件目の町民バスの運賃を無料にしてはの質問であります。現在町民バスは4台で9路線を運行し、子どもたち高齢者等交通弱者の足の確保に大きな役割を果たしております。しかし、この5年間のバスの乗車人数は年間平均で約2万4,300人、平成16年から18年の3年間は2台で運行しており、年間約2万5,500人の乗車であります。平成19年から20年の2年間は4台で運行、年間2万2,500人とバスが4台にふえ、路線も毎日運行しているのに年間で約3,000人も利用者が減ったのは何が原因なのか。検証を急ぐとともに、これからどうしたら乗車数をふやすことができるのかの方策を考えなければならないと思います。

乗車料収入も、この5年間大体同じで年間350万ぐらいであります。バ

スが4台になった、この2年間の経費は年間約2,200万円だったのが、今回行われました入札で今後3年間の経費は年間約1,550万円となり前年より約670万も安くなった。このようなことから、この際バスの利用者をふやすとともに多くの町民が気軽に町内を出歩けるような政策をとらなければならないと考えますが、町長の考えを伺います。これが私の1件目の質問であります。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
それでは、ただいまのご質問、バスの運賃の無料化についてのご質問にお答えいたします。

町民バス運行業務の年間委託費につきましては、議員がお話のとおりバス5台から4台にした関係、また競争入札によりまして、平成20年度と比較しまして21年度は安くなっております。これまで町民バスは、運行業務委託料のほかに修繕料、タイヤ購入代、車検時の諸費用等年間約300万ほどの経費がかかっているところでございます。バスの使用料収入につきましては、お話しありましたが、年間約350万くらいとなっておりますので、町民バスの運行経費の全体から比較しますと約2割ぐらいでありまして、その分利用者の皆さんにご負担をいただいております。

議員ご提案の町民バス無料化に関しましては、より多くの町民皆さんの利用促進に有効な手段であると思っておりますが、町民バスは町内全域をカバーしていない関係上からもバスを利用されない、できない方との公平性、そういったものも考えた場合、また町民バスのより健全な運営のためには、ある程度受益者の方々にご負担をいただく必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)
町長は、この2年間ですね、前年の3年間に比べて先ほど言ったとおりバスが4台

になったにもかかわらず乗車数が減った、この理由とといいますか、をどのように考えておりますか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
実際トータル的に減っております。一番大きなものはスクールバスの運行によりまして、宮床地区の子どもたちがそれまで町民バスっていいですかね、利用してもみじヶ丘方面からですか、子どもたちがおった部分につきましてスクールバスに変更になったことによって、その人的な部分については一番大きいんじゃないかというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)
今のままではですね、やっぱりずっと横ばい状態なわけでございます。これは1回乗れば200円ですよ。やはりお年寄りの方々も1区間また2区間に乗って遊びに行きたい。同じ地区内ですね、宮床なら宮床、吉田なら吉田の方が必ず吉岡に来るとは限らないんですよ。それで、また1区間、2区間乗って、また次の友達に行くときも乗るといった場合も全部200円ずつ加算していくわけですよ。やはりそれではまるっきり利用もしないし、なお出歩く機会も少なくなってくるんじゃないかと。私、これをですね、やっぱりこの際経費も入札で670万近くも安くなった、年間350万収入のある中でこれくらい経費が節減できた。また3台から、2台から4台になっても乗車数が変わらないのであれば、私は3台でも逆に経費を減らしてですね、それを満遍なく使っていただければもっともっとふえると思うんですが、町長、その辺の考え、これからの方策ですね、それをちょっとお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この町民バスにつきましては、もともと宮城交通さんが撤退した理由というものが乗客が少ないという中で経営が成り立たないという中で撤退をしたところでございます。そういった方に対して病院に行くとか学校に行くとか、そういったものの足を町として確保すべく町民バスをスタートさせました。ですから、そんなこと言っただけですけれども、物すごくどンドン乗るということではなくて最低限の足の確保をということでスタートしたというふうに思っております。したがって、よく空バスでというようなお話もいただくところでございますけれども、それはある程度は覚悟していいですかね、やむを得ないところでやってきたんではないかなというふうに思っております。

それで、あの当時、バスの運賃等につきましてもいろいろご議論があったところでございますが、やはりそれなりの受益者の方のご負担もいただいてやるべきであるという考えの中でこの料金が設定をされ、そして一回見直しをして今の 200円になっております。また、吉岡町内ではございますけれども、町内の場合については、その、外に例えば無料っていいですかね、そういった形もやってきております。

そういったことで運営がなされてるところでございますが、ご案内のとおり前はバス 2 台でございました。児童館等の廃止によりましてバスが配置できるようになったものですから、台数をふやしてルートも変え毎日のルートにしながらやって、工夫を凝らしながらやってるところでございましたが、おっしゃるとおりスクールバスの件もあるわけでございますけれども、人数が減ってきてるという現状がございます。まだまだ便利に使えてるかというところとそうでない部分もあるんだろうなと。このままこういったバスの形態がいいのか、また違った方向がいいのかということも、もっと言えばあるのかもしれませんが。ですから、今のままで決まるとは思っているところではございませんで、今後、今度高齢者の方々が免許証を返納した場合のときとか、いろいろなお話もあったところでございますので、そういったことも含めながら考えていかなければいけないと思うし、あとは今度企業さんが配置された場合にですね、まあ町民バスと一緒にいいのかどうかという問題もまたあるわけでございますけれども、そういった企業さんの従業員の方々の通勤の手段というものについても、まあイコールそれをセッティングするかどうかはまた別としましてですね、そういったことも今後課題としては出てくるんだろうというふうに思ってます。

ですから、議員お話のとおり今の状況で住民の方々に、これでサービスが終わりか

というということではなくて、これからもいろいろ形態も含め考えていかなければならないものだというふうに思っておりますが、そういった総合的なことも含めてですね、今後考えていかなければならない施策だというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

今、町長から今からまだ大きな変革をしながらバスはやっていくということでありますが、今町長が言ったとおりエコ通勤実現ということで、この前のですね、6月7日の新聞にも、結局仙台から大和町までの機関は、交通機関はあるんですけども、そこから団地に行く通勤手段が手薄じゃないかというような河北新報等々に載っております。やはり町内に住んでいる方がですね、やはり団地とかいろいろに通勤する場合ですね、やはりそういうのも活用して今からは行ってもらうことも大事ですし、またですね、同じ地区内ですよね。地区内にやっぱりお年寄りの方、友達おると思うんですけども、やはりそこも2区間、3区間乗っても、やっぱり今の料金、まだ吉岡まで来ても同じ料金ということでは、やはりさっき言ったとおり吉岡内であれば100円とかというような、そのような利便性もですね、体系も、料金体系も変えていくことも大事なんですけれども、ただそれを半分にしても、350万の半分で百七、八十万なんですよね。年間、今の料金を半分にしてもですよ。やはりそれやれば、私はいっそ無料にして皆さんに、どうしても100円出すのと無料という違うんですよね、やっぱり乗る気持ちもですね。やはり企業も相当来て人口もふえてくる、そうなれば私は相乗効果としてですね、無料にしても十分サービスの面から大和町のポイントになるのかなと、セールスポイントになるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話の無料というのにつきましては、対象、ちょっと高齢者の方とかというふうにお話しちょっと聞こえましたが、年齢の制限とかそういった今各町村でいろいろそ

うということやっております。その効果、あとどういった方が一番利用するのか、どういう利用形態があるのか。お話のとおり町内で移動するということはもちろんあるんだと思いますけれども、基本的に考え方、一番スタートからしますと病院とかそういうところに来るという前提で、前提でというか大きな目的としてですね、そういったものでこの町民バスがスタートしておる福祉バスでございますので、その辺のことのあり方、あとそういった例えば年齢的なものの方々の見方、そういったものについては、今も 200円、100円とか、そういった形ではやっておるわけでございますけれども、そういった柔軟な考え方もそれはあってもいいかというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

ぜひですね、何で今このように伸び悩んでいるのか、また減っているのか、やっぱりそういうのもすぐにですね、やはり検証してですね、今回この路線で何で皆さんが、町民が乗らなくなったのかなって私も聞いてみたんですけども、時間的にやっぱりダイヤが大幅に変わった。やはり最初のを見てみますと黒高生を対象にした通学の最初組んだような感じもするんです。ですけども、それが果して全部黒高生がそれに何人乗ったかという、私はそうでもないような感じなんですよ、見て見ますと。

それで、結局鶴巢で言わせてもらえば山田から発着して太田、そして鶴巢小学校前まで来る朝に乗れないっていうんですね、あっちの方々が。時間が遅いと。もっと早く出てこないと子どもたち、やっぱり8時ぎりぎりに学校では、今はやっぱり早く行くようなんで、皆さん別々に送っているような感じです。ですから、小学生と高校生との時間の差があるんですよ。だから、黒高生に合わせた何かちょっとダイヤも組んだ可能性もあんのかなと。

やっぱりそういうのを大幅に見直していただきまして、とにかく乗車数を多く、また利便性よく、せっかくこのように1,500万も年間かけ、まあ2,000万近くですかね、いろんな経費まぜると。をかけてやっておるんですから、やはり皆さんが乗っていただくような施策をすぐ来年までと言わないでですね、9月にまたダイヤ改正してもいいわけでありますから、ことしの4月にやった、その中でやっぱり直すところは

すぐ直してですね、利便性をよくしていただければ、まああと無料化にしては徐々にその政策の中でやっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

バスのルートとか時間帯につきましてですね、やっぱりその都度、その都度と見直しますか、しょっちゅう変えるわけにはいかないところもありますので、これまでも見直しをやってきております。それでお客さんの声または乗車率、そういったものを考えながらやっているとございますけれども、台数4台の中ですべてを何ていいますか、カバーするというのは現実的に非常に難しいところがございます。

今、学校の生徒の関係ということでございましたけれども、4月から改正をしておりましたので、今後乗ってる方のアンケート調査とかも定期的にはないんですが、やってる部分もありますので、そういったことで乗車の状況、そういったものをチェックをしながら今後のよりよい運行のための対策はやっていかなければいけないと思っております。

ただ、見直しということにつきましては、やっぱりおっしゃるとおり時間帯がしょっちゅう変わってもお客さんも困ってしまうということもありますし、またバス路線ですので、新しい経路に入るんだったら運輸局の許可とか、そういったこともございますので、そんなにしょっちゅう変えるということはなかなか難しいところがございますけれども、できる限りお客さんの利便性に合うような形の対応は、できるだけ早くしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

4 番 (平渡高志君)

はい、1件目終わりたいと思います。

次に、2件目に入りたいと思います。2件目の質問は、夏休み中保育所に預けず家庭で過ごした子どもに支援金をという質問であります。長野県の波田町では、今年度から8月上旬に子どもを町立保育園に預けず親子で過ごす家庭を財政支援する保育サービスを新設しました。親が職場で夏休みをとりやすい時間に積極的に子どもと触れ合う時間を確保し、信頼関係を強めてもらうねらいがあります。対象期間は8月1日から12日まで。土日は除きます。この間に子どもを保育園に預けず家庭

で過ごした場合、欠席日数分の保育料を翌月に支給金として交付する。町立保育園では休暇中の親が子どもを預けているケースも多く見られます。さまざまな事情があると見られるが、登園した子どもが家に帰りたがる。情緒不安定になりやすいといったマイナス面が保育士から指摘されていたといえます。欠席の多少にかかわらず同額の保育料が毎月徴収されることなども背景にあるようであります。企業などの夏休み取得時期と重なる8月上旬は他の期間よりも欠席がふえる傾向にあり、夏休みをとっている家庭が多く、休みやすい時期としたようであります。

本町の保育所でも前々からこのような例は指摘をされております。夏休み時期ぐらいいは、このような取り組みを本町でもしてはどうか、町長の考えを伺います。これが私の2件目の質問であります。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

次に、家庭で過ごした子どもへの支援金についてでございます。

保育所では、従来から親が安心して働けるための環境として安全安心な保育環境づくりに努めておるところでございます。議員のご質問の支援金の交付の取り組みについて、長野県の波田町っていうんですか、これ信州毎日新聞の記事で昨年末に紹介されたと聞いております。

支援金の交付が検討された経緯につきましては、老朽化している保育園の保育環境等の検討がなされる中で、子育て支援の視点から子どもは親と過ごす時間が大切であり、親が積極的に子どもと触れ合う時間を確保して信頼関係を強めてもらうというねらいから夏休みを親子で過ごす家庭に財政支援する保育サービスを新設することになったものでございます。実際の支援金の交付は、まだこれからだそうでございますが、保育日数を算出して、8月1日から12日までの平日に保育所に行かずに家庭で過ごした人数分を申請によって交付するというものでございます。同じ日数保育所を休んでも個々人の額の違い、保育料が免除の方につきましては、支援金は交付されないこととなります。

本町でも、親が会社を休んだ日に用事を済ませなければならないなどの理由で保育所に子どもを預けるケースや、兄弟が学校の休みであったり親が会社を休んでいるこ

とを知っていて子どもが家に帰りたがるなどといった例があることは議員のご指摘のとおりでございますが、このことは夏休みに限ったというものではなくて、また人数やその頻度につきましても、そう多くないように感じておるところでございますので、このことにつきましては、現行の中で進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

なお、保育所への入所を希望している待機児童が生じている中で、託児所などへ子どもを預けざるを得ない状況の保護者もおりますことから、待機児童の解消に向けた施策を今後も重点的に進めてまいりたいというふうに考えております。

議長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

今のお話で、答弁で余り子どもがいないのではないかと。また、保育料がいろいろ違ったりするんじゃないかというような答弁でございますが、私は、その日数ですよ。1カ月23とか4とかの日数で自分の保育料を割れば済むことでありますし、免除されている方にわざわざ支払う必要もない。

ただ、やはり同額、幾ら休んでも今のままでは同額の保育料が納めるということにですね、やはり、まあ1日、2日は、それは用事で休むかもしれないけれども、夏休みの場合、今企業ですと長いところで10日間とかいろいろ夏休みというの今とっているんですよ。その中でやはり何日間でも自分で保育所に預けなくて、その間自分で見れば幾らか、何千円でも返ってくるなと思えば、私はそれで子育て支援の、先ほど堀籠議員からいろいろ子育て支援について、町長も万全の態勢をとっていくというようなお話が、答弁があったわけでございますが、私もやっぱり幾らでもやっぱり戻ってくるとなれば、そういう家で育てる夏休みの期間ですね、休みのときは、じゃあ休ませて家でいようと。まあ少しでもふえれば、私は財政的なものでなく、この子ども、また家庭にとっていいことだと思っているんですよ。

それで、今答弁の余りいないんでないかというような感じだったら幾らか、そんなお金もかかるわけでもないしですね、また夏休み、保育士さんも夏休みとる方が、本町でもやっぱり休暇ありますからね。そういうとき、人手が幾らでもかかんなければ保育士さんも休めるし、お互いやっぱりよくなると思うんですよ。それで今度いろいろ

ろトヨタ、セントラル、またエナジー等々が大きな会社が来た場合、やはりそういう会社に限って夏休みというのは10日間とか連続して8月上旬ころにとりますからね、やっぱりそういうのもあるんだよといったとき、私はさっき言ったとおり若い人たちがこの大和町に定住する一つの要素にもなるんじゃないかなと思うんですが、町長、もう一回そこんところ。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これまでの傾向を見ますとですね、8月のお盆期間といいますか、8月に入ってからお盆期間中の欠席状況ということなんですが、確かに親御さんたちがお休みになる期間はあるんでしょうけれども、出欠状況につきましては、8月だけ特別この時期に多く休むとかそういった状況にはない状況に現在ございます。要するに子どもたちが、まあ休み、みんなが休んだから子どもが休めれば休ませて人がどんどんふえとかですね、そういう状況ではない状況でございます。確かに親御さんがいるときということもあるのかもしれませんが、親御さんの考え方として本当に一緒にいたいのであれば、いたんであればって、いた方がよいという判断をすれば、お金とかではなくてお休みにさせるのが親の気持ちではないかというふうに思うんですね。それで決して子どもがいたから休み、幼稚園がやってるから、保育所もやってるから自分は休みだけでもそっちに行っておいでということではなくて、親子というものは一緒にいると、いた方がいいと思ったときには、親の判断でそういうこともするのではないかというふうに私は思っております。確かにお金の部分が全くないとは言いきれないところあるかもしれませんが、本来親子関係というのはそういうものではないかというふうに考えております。

そういったこともございますので、それからさっき申しましたとおりお盆だからという傾向も余り大和町の中ではないようでございますし、さっきも言いましたけれども子どもさんが帰りがたったりするケースは、やっぱりあるようでございます。それはお盆とかに限らず、やっぱりいつでもそういった子どもさんが親がいたときには帰らなきゃない、帰りたいという思いもあって、そういった例えば親と別れるとき泣くとか、そういうことがあるのかもしれませんが、先ほど情緒が不安定になると

かっていう話もありましたけれども、大和町もみじヶ丘の保育所の先生方にもお尋ねしたところ、そういったことはありませんと。そういったことをさせないのが我々なんですから安心してお預けいただけますかというふうに先生方も言うておられてました。非常に心強く思ったところでございます。そういったことも考えた場合には、やっぱりその判断が親御さんがやることで、その料金とかにはね返りなくともですね、いいと思います。

ただ、先ほども申しましたけれども、待機児童がふえたりしてるところがありますので、子育てという部分でですね、大きな目で見た場合にそういった部分について、そういった部分も含めてですね、やっていきたいというふうに思っているところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

私と町長はちょっと年代も近いので、私たちの感覚ではそうなんですよね。やっぱり子ども、自分が休みなら子どもも休ませて一緒にと。ただ、やはり今はちょっと違うようであります。やはり子どもを預けてっからどごさが遊びに行こうとかね、そういう感覚の親がふえているから、やっぱりこういうようなことをやる、考えるような時期に来てるのかなと。確かにこれ今はまだ全国的には余りやってないようであります。長野県でもやってないようですから。ですから、私は大和、宮城県でもこういうこと余りしてないのかなと。ですから大和町がこの第1番目にですね、宮城県でもこういうような施策をとればですね、私はいいいんではないかなと。そんなにお金もかかるわけでないし、ただ期間も、その期間だけある程度限って、またそれがよければ冬休み期間とか、それはしていくべきなのかなと思ったものですからこの質問を取り上げたんですが、町長、もう一回その辺。私たちの世代でない今の時代のものでありますので、その辺もう一回。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

年代が違ってきて、そういった感覚といいますか、変わってきているということはいろんな部分であるんだというふうに思っています。

ただ、そうであれば親御さんの気持ちを変えるっていいですか、そういうふうに思わないでですね、子どもをかねてということではなくて違った形で親子がつながるといいですか、きずなを深めるといった方向にもっていければいいんじゃないかと。何か逆にそういう人が大和町にいっぱいいるんですかというふうには思われたくないような気もするところでございますけれども、そういったごく一部なんでしょうけれどもね、そういう人いるとすればね。というふうに思いますけれども。(「はい、わかりました。終わります」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

以上で、平渡高志君の一般質問を終わります。

11番鷓橋浩之君。

11 番 (鷓橋浩之君)

私は、今回3件の通告をいたしました。3件は私だけのようなんで時間配分難しいなと思ってございます。1件目が水源地であります森林の問題、3件目に水道の問題、森林からすぐ水道の蛇口では余り急だなと思って、中に子育て支援を挟んで魚の住める川をイメージして構成をしまりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

まず、1件目の地山、治水、山林の荒廃にもっと目を、というテーマでございます。

通告に書いておるわけなんです、我が町の大和町の森林、これ225平方キロ中の63.3とあるんですが、これはよく見ましたら2000年の10月に出した町勢要覧ではこうなってるわけですね。ところが、ことし3月の第4次総合計画の土地利用を見ると72%となっておりますんで、8年間でこんなに山林ふえたのかなというような、ちょっと疑問も持ったわけで、やはり町のそういったデータというものは、はっきりしておく必要があるんじゃないかなということ、まず申し上げたいと思います。

で、これを管理する森林行政、林務行政ですが、現在、森林組合なり林業団体への依存の状況にあります。ちなみに、森林振興、森林行政振興のための予算なんです、これ21年度で見ますと林業振興費が2,300万余り、全予算のたった0.27%という

状況でございます。

で、反面、森林にはですね、治山・治水、水源涵養、地球温暖化防止、二酸化炭素吸収なり、あるいは災害防止、環境保全、もちろん産業としての位置づけ、求められているものは果てしなく大きいわけございまして、町の行政の中での位置づけも、これは重要視しなくちゃなんないんではないかなと思っているものでございます。19年の3月に質問をしました。いわゆる杉等の用材の皆伐が進んで伐採放置林がふえているという、その対応について質問しましたけれども、15年から17年まで約400町歩が皆伐、そして放置された状況。で、これに対して町の見解は、これは伐採して植栽をしない放置した森林は天然更新林として位置づけをしているんだというようなことございまして。

町の森林整備計画、これは森林法に基づくわけなんです、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外は人工更新、天然更新、これは選択できるとあるわけございまして。当然木材をめぐる状況もあるわけございまして。しかし、天然更新、いわゆるそのままということなんです、これは本来であれば広葉樹林、雑木林、そういう森林に適合する言葉であって、いわゆる雑木を切って、切ればすぐ萌芽すると、すぐに森林が蘇るというような場合が、その天然更新ではないのかなと私は思います。杉等の皆伐の場合は、これはかなり息の長い時間がかかってしまう。その間に災害なり、踏み込めない山がふえているというような現状にあるんじゃないかなと思います。

そこで、18年以降の用材林の伐採あるいは更新の状況について伺うわけでありまして、さらに吉田川の上流域、これは極端に伐採が進んでおります。21年中には嘉太神ダムですね、ため池、この堰堤に面した財産区の部分林なんです、これの14町歩皆伐がされると。しかも、植栽の計画はないというようなことも伺っております。ご案内のように嘉太神ダム、土砂の堆積が進んでおまして機能が著しく失われている状況、そういった問題もございまして、やはりもう少し森林整備に力を尽くすべきと。そして、緑化を推進すべきではないかと。これは町の行政としても大事なことでございまして、そういった運動を町は起こす必要があるのではないかとというのが質問の要旨でございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、鶉橋議員の質問にお答えいたします。

森林の環境に対する影響につきましては、治山・治水、温暖化防止などご指摘のとおりでございます。とりわけ地球温暖化に対しましては、昨年開催されました北海道洞爺湖サミットにおきまして主要なテーマになるなど、地球環境に対する世界の関心が非常に高まっておりまして、種々その対策がとられておることはご承知のとおりでございます。

戦後、共有林等として植林されました杉などが適期を迎えまして、平成18年度から平成20年度までの3年間で188ヘクタールが伐採されましたが、そのほとんどがいわゆる天然更新、新たな植林をしない状況ですね、で更新でございました。跡地への植林はほとんど行われておらない状況です。まあ3ヘクタールほどやった実績があるようでございます。このように植林がなされていない山林につきましては、保水力の低下から大雨時には一気に排水路に水が流入いたしまして、農業用施設や農地も影響を受けている事例がございます。

大和町森林施設整備計画は平成21年度を初年度とする10年間のものがございます。林業施業共同化重点的实施地区を設定し、具体の森林施業は所有者が計画実施することとする内容となっております。この森林施業を初めとする森林育成支援といたしまして、民有林育成対策事業、森林整備活動支援交付金事業、森林保全推進事業、森林病虫害等防除事業、森林管理遵守業務及び蛇石せせらぎの森整備事業等多くの補助事業等を実施しておりますが、森林の大切さをご理解いただいているものの、木材価格の低迷、また伐採まで40年以上もかかることなどからなかなか植林に至っていないものと考えております。

去る5月23日には、松くい虫による伐倒駆除後の落合地区県有林におきまして、県主催によります植樹祭も実施されましたし、企業においても自然と調和した団地づくりということで、大和流通工業団地周辺での植栽、植樹祭を計画しております。また、緑の募金によります多くの町民の方々からご理解とご協力をいただいております。ご芳志を、今年度は吉田地区を対象に林業事業として、まあ1ヘクタールぐらいでございますが、実施してまいりたいというふうに考えております。今後も林業団地等を通して、失礼。林業団体等を通して植林及び森林整備に対する啓発を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

今の答弁で18年から20年度まで、さらに 188ヘクタールふえたと。そのうち3ヘクタールしか新植が行われれないという状況。ただ、町長今申し上げられたんですが、この施業計画も実際に実施するのは所有者なんだというような、これは重々承知をしているわけでございます。で、問題は、ここまで植林の大切さといいますか、緑化推進の大切さ、これをいかに町政が誘導するかというようなことではないのかなというふうに私申し上げたいんです。先ほど申し上げたんですが、例えば嘉太神ダム湖周辺の伐採の例を引き合いに出したわけなんです、これは財産区有林で愛林公益会が出る前に県なり沢渡地区の部分に契約をした山林なんです、本当に堰堤に面した部分あそこ14ヘクタール皆伐になると。堰堤を含めた放水路付近の環境どうなるんだろうという思いもしますし、幸いダム湖南側に入り組んだ箇所があるわけなんです、よく調べてみたら、その水面に面したところは町長の所有の山というようなことで、これちょっと安心、その部分では安心をしているわけなんです。

ただ、いずれにしても堰堤に直接隣接する山なんですよね。そこが皆伐になる。しかも重機がどんどん入るというようなことで、本当にこれは大丈夫なんだろうかなというふうに思っております。たまたま町長もちょっとことし吉田愛林公益会の総会に顔を出したわけなんです、愛林公益会で例の黒川行政の最終処分場の周囲のいわゆる公益会、金取北の部分になるんですが、これは地元で伐採をするというような計画が持ち上がったようございまして、公益会でもやはり処分場の環境といいますか、あそこを、あそこの周辺を裸にするのはいかがなものかというようなことで、いわゆる部分林の金取北の持ち分を公益会で取得をしまして保存するような方策をとったようございましてけれども、そういった民間でもいろんな環境に配慮した取り組みがなされているところでございます。

そういった中で、いわゆる行政でこれだけでいいのかなというような思いがしてならないわけなんです、ひとつその森林施業といいますか、そういう誘導策、確かに施策はあるわけなんです、さっき申し上げたように全予算のたった0.27%、これももう少し運動としてとらえないとふえていかないのではないかなと。特に嘉太神ダム湖の周辺なんかは流域、地域流域の町村等々にも働きかけなどもしていかないと大変な

んではないかなという思いがしますので、その辺についてどうお考えか、まずそこをお伺いをします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

山林の維持といいますか、その結果によって環境保全または安全等々図られるということで非常に大切なことだと思っておりますが、お話のとおり、山林所有者の気持ちといいますか、その中が非常に大きなウエートを占めて今進んでる状況にあると思っております。まあ植林をする際の補助とか、そういった制度はあるわけですが、先ほども申しましたとおりに現状なかなか、まあ収入になかなか結びつかないというような、その間に40年なりそういった期間があるということございまして、私有地の管理について、その人だけでやってくれというのは、非常に今の時代難しいのかなという気もしております。

まあそこにどこまで町なり国なりが入っていけるかということはもちろんあるわけですが、先ほども、林業振興協会とかそういったところでも、今そういったものについてこのままではいかんということでいろいろと施策をしております。先ほど申しましたけれども、県主催の植樹祭、これも県主催とはいいいながら、その振興会等が入った中で合板業界というんでしょうか、方々が、その合板の出荷量に応じながら金を拠出して、そういったもので取り組むとか、そういったものを一緒に取り組んで、この間は100人ぐらいでしょうかね。仙台からもお客さんとか来られてやってきたところでございます。地道でありますけれども、そういった小さな、何ていいますか、活動も一つ一つ積み上げていくことが必要なんだろうというふうに思っておりますし、先ほどの、これも申しましたけれども、今度緑の募金、大和町でも多くの方々にご協力をいただいておりますが、1年間に1ヘクタールぐらいずつになりますけれども、その募金のご芳志を使わせていただいておりますね、そういったこともやっていくというと、何ていいますか、地道な積み上げといいますか、そういったことで少しずつやっていくということが一番現実的なのかなというふうな思いがあります。

どうしてもある程度の期間の、何ていいますか、植林をした後にひとりで大きくなっていくまでの期間のですね、手間といいますか、そういったものがある中でござい

ますので、ここだけお手伝いをすればというものでもなくてですね、その後の下刈りとか草刈りというところまでいきますとなかなか難しいところもありますし、もちろんそういう補助はもちろんあるんでございますが、十分なところまでいってないところもあるところでございます。やっぱりさっきも言いましたけれども、そういった難しい状況あるけれども、やっていくためには一つ一つ小さな積み上げをやりながら多くの方々に、まあ企業さんに協力をもらうとかいろんな方法があるようでございますけれども、そういったことも工夫しながら、今後そういった運動を続けていって、その結果として40年後にそういった立派な緑が保存されていればというふうに思っておりますのでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

今町長からも話が、地道な積み上げという話がありました。確かに植林して、すればいいというもんじゃないんで、あとの管理がかかるわけなんですけど、今いわゆる下刈りとか、特に間伐なんかそうなんですけど、結構国の政策も手厚くなって交付金・補助金がかかなり手厚いものになっていると。特に間伐なんかは所有者がみずからやらなくても委託することで、むしろ残金が残るというくらい林業、何ていいますか、事業、そういう交付金の手厚くなっておりますんで、やっぱりまず植える運動を起こすことではないかなというふうに思っております。

で、町長の答弁の中でも触れられたんですけど、これは浅野議員、きょうは何の日ではないんですけど、緑の募金という話がございます。これは14年前、特に6月制定されました募金法、特に前からの緑の羽根募金運動を強化した内容で、いわゆる森林整備、緑化推進、これに積極的に使用しなさいというような形で14年前に募金法が新たに性格を変えたわけです。

で、ちなみに大和町、じゃあ今までこれで何をしてきたんだらうと私も調べてみましたらば、20年度、これは60%、募金額の60%が町村に、市町村に交付されるわけなんです。大和町に85万円交付されておりました。20年度。20年度末の決算では270万の繰り越しを残しております。で、20年度の事業何やったのかなと見たら緑の少年団、アオダマの苗、これ約3万5,900円で提供して植えてもらってる。さらに緑化推

進事業費として約60万使ってるわけなんです、これが10月の産業まつりのジンチョウゲの苗の400本配布とか、11月の町民文化祭、ヤエクチナシ苗400本配布した、こういう事業費なんで、これは本当に緑の募金法に整合性があるんだろうかという疑問も持ったところでございます。本当に貴重な募金をしていただいた方々というのは、やっぱり国土・町土を緑化することに目的があって、法律もそういうふうになっている。これでいいんだろうかというような思いでいたわけなんで、そのことを実は強調しようと思ってました。町長から、ことしは1ヘクタールぐらい緑化に使うということでございましたけれども、やはりこういった今募金、募金を通じていわゆる緑、緑化推進というものというのは、やっぱり国民の、町民の願いでありますから、これはやっぱり全額緑化推進、山林の緑化に使うというような前提でないとうまくないのかなど。それが当然なんではないかなという思いがしました。

で、1ヘクタールの計画だというようなことなんで、まあその1ヘクタールに限らずですね、やはりこういうものを使って苗木を提供して、それを関連する受益、水の受益者なり、あるいは広く町民、内外から賛同者を募って運動を起こして少しでも多くの森林の緑化を図っていくというのが運動のねらいだと思いますんで、この緑の募金の関連について、もう一度ひとつ町長から所見を含めてお願いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

緑化推進、緑の募金の緑化推進の件でございますが、今、議員お話のとおりこれまでの事業といたしましては、そういった催し物の際に苗木を各家庭にお配りをして、各家庭から緑をふやしていこうという考え方がここ数年でございました。そういった中で来たわけでございますが、緑が、家庭からの緑と山からの緑と両方あると思えますけれども、今後、数年これをやってまいりましたので、今後、今度は考え方を山の方にもっていきまして、さっきお話ししたような緑の募金の森というか、仮称でございますが、そういったものを整備していつてはいかがかと。それでことし、まず初めに1ヘクタールほど、これは場所の関係をまだ選定、具体的にはなっておりませんが、1ヘクタールほど選びまして、そこに植えていこうという考え方でございます。このことにつきましては、ことし単年度ということではなくて、いろいろ予算の関係

もあるわけですが、今後当面の間そういった形の各地区といいますかね、そういった形で広げていければというふうに思っております、そのやり方等につきましては、今後それこそ委員の方々や、またその地域の方々にご相談をしながら進めていくことになると思っておりますが、そういった形で今年度からそれをやっというふうに考えているところでございます。

1ヘクタールという面積、188ヘクタールにすれば大変狭いところでございますが、そういった形でさっき言った、議員のお話のとおり植える運動といいますかね、みんなでやっという機運も盛り上がっていくように努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

じゃあ、2件目に移ります。国の補正予算と子育て支援事業についてでございます。これは3月定例会も施設保育の拡充に向けてということで一般質問をいたしました。実例を紹介しながら待機状態の解消策やら施設保育の考え方等を伺ったところでございますが、町長からは、子育て支援対策については、庁内で検討してまいると所見でございました。で、今回、08年度の2次補正、子育て支援対策臨時特例交付金、これ1,000億規模、これまだまだ枠があるそうでございまして、ありました。さらに09年度、今年度の補正、これは5月の29日、国会成立しましたんで仮称が取れたわけなんです、地域活性化・経済危機対策臨時交付金1兆円規模、冒頭の町長のあいさつの中に早速これの対応が示されてあったわけなんです、これらの子育て支援対策として保育所整備等、これが盛り込まれておりますんで、本町の対応について、まずお伺いしておきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
 町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、国の補正予算と子育て支援関係についてでございます。21年度補正予算の全体概要は、各省庁が実施、調整する経費と国施策と歩調を合わせ事業実施できる

対策並びに積極的な事業実施可能対策としまして、地方公共団体への配慮項目がございます。この配慮項目には、地域活性化・公共投資臨時交付金と地域活性化・経済危機対策臨時交付金の2種類が予定されております。この中の公共投資臨時交付金につきましては、要綱概要の提示等がなく事業、対象事業詳細までの検討は現在のところ難しい現状となっております。一方、経済危機対策臨時交付金につきましては、大和町への交付限度額は1億5,985万5,000円と示されておまして、対象事業の例示等も行われておるところでございます。

ご意見の保育所施設整備等につきましては、例示の中に保育園整備が記載されておまして、さらに交付金制度のスキームは昨年第2次補正の生活対策臨時交付金と同様に検討しているとの説明から、保育所施設への充当は可能と思っております。このことから、今回の補正におきましても、もみじヶ丘保育所の設計工事の増築経費を措置しておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11番 (鷗橋浩之君)

今回もみじヶ丘保育所の増築事業、これを予算計上したと。5月の29日の国会成立で、きょう6月9日ですから早速の提案、これは待機児童解消に早速に取り組み、これは大いに評価を申し上げたいと思います。

で、もみじヶ丘の方はそれだけでいいんでしょうけれども、大和町保育所は16名の待機状態というようなことで、この部分が問題が残っているんだろうと思います。で、質問にはですね、08年度の2次補正もここに通告してございます。なぜこれを前回に引き続き載せたかといいますと、どうも隣の富谷ですか、これを使って今度は明石台に90人規模の認可保育所を今進行中だと。しかも、東向陽台ですか、ここに町立保育所があるんなさうですけども、これが老朽化が激しいというようなことで、いずれ東向陽台も明石台に統合した形で認可保育所の形で運営をするというようなことで200人規模で計画を進めてる。その対象が2次補正だというふうに伺ってございます。

前にも申し上げたんですが、この認可保育所、何ていいますか、私立私営というような、考える人もあるようですけども、これは国、施設整備には公費が入ります。運

営費についても公費が入りますから、私にすれば公の立で両方の運営というふうにとらえているわけなんです。そういった動きがあって、1,000億規模だったんですが、まだ県では枠がまだまだあるんだというようなことも伺ったんで、この対応は考えなかったのかというようなことでございます。

で、これも5月29日の河北には、大衡村のいわゆる幼保施設を取り組んだ団地構想等々も掲載されたわけなんですけど、ああいうふうになってきますと本当に定住化という意味で本町おくれをとってしまうのではないかなというような思いもいたしました。そういった観点からどのようにお考えか、再度お伺いをしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

補助、補正等々今出てきておりまして、先ほど申しましたけれども、これからいろんな詳細が出てくるんだというふうに思っております。町として、まず取り組めること、取り組まなければならないこと、早急にできることということで、まず、もみじヶ丘保育所につきまして増築をし、待機児童の解消を図ろうというふうに考えております。もみじヶ丘保育所の敷地等々考えた場合に、今回後ほどご提案させていただきますが、その増設といいますかね、そういったものが子どもが遊ぶ場所等も考えた場合、そのぐらいの大きさなのかなと。その結果、待機児童がまず減ってくるということでございます、そのことに対応しました。

大和町保育所のこともございますけれども、大和町保育所につきましては、前々からお話し申し上げておりますが、建物の敷地内の敷地全体の大きさの問題や老朽化等々もあるわけでございます、あそこに増築等々が可能なのかどうかという部分については、いろいろと検討する必要があるということで、そのことについても早急な対応は必要というふうに考えております。

ただ、今回のものについては、もみじヶ丘をまず提案をさせていただいておりますが、大和町保育所につきましても、できるだけ早くですね、今後の対応を明確にし、そしてそのことによってしっかり、しっかりといいますか、できるだけ皆さんお待たせしないような形の中で対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

08年度の2次補正の子育て支援臨時特例交付金の関係、これまだ枠があるっていうふうに伺ってたわけで、これは認可保育所だけ、のみが対象でないとか、しかも認可保育所、いわゆる整備するに当たって国が2分の1補助だったものを3分の2に上がる、町が4分の1補助すべきところを2分の1で済むというような、そういった手厚い特例交付金だったんですが、これらについての考えは全然ないというふうに受けとめてよろしい……。まあもみじヶ丘については、そういう考え方でいいんだと思いますが、こちらの中心市街地の方、町立保育所があのおりの状況、しかも16名の待機状況、新たな団地が売り出しに入ってるというふうに考えてみますと、やはり大和町でも認可保育所一つぐらいは必要ではないのかなというような思いをいたしてございます。そういう意味から町長の考え方伺って、この件を終わりたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
 町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、保育所全体の数からいえば、どういう形態がいいかは別としまして待機児童もおる中、少ないんだろうというふうに認識はしております。ですから、今後そういったものの対策はしていかなければいけないと思っております。

なお、その補助率の変更、変更といいますか、等について、済みません、私まだ確認をしておらんもんですから、早速確認をしてみたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

一つ、これはある法人から聞いた話なんですが、08年度の2次補正がまだまだ枠があるというようなことで、こんなに手厚い政策がなかったのではないのかなという

ような思いから申し上げたんで、ひとつ調査をしていただきたいなというふうに思います。

以上で2件目終わりなのですが、続けて議長、よろしいですか。

議長 (大須賀 啓君)

途中でありますが、多分中途半端になるかと思しますので、ここで休憩します。

(「はい」の声あり)

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

午前11時57分 休憩

午後0時58分 再開

議長 (大須賀 啓君)

少し早いんですが、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 鷓橋浩之君。

11番 (鷓橋浩之君)

それでは、通告した3件目の質問をいたしたいと思います。水道事業の課題からとしまして、これはまず通告した要旨を朗読して質問にかえたいと思います。

広大な町土を抱える本町の水道事業は、管渠延長が長く、漏水事故対策、老朽管への対応に加え、受水費問題、これは特に大崎広水の留保水量の問題でございます。これは高コストの簡易水道を抱える、非常に課題が大きいわけでございます。一方、会計は地方公営企業法適用会計の中でございますから大変な状況になっているんだと思いますけれども、やはり一番の課題は一般家庭の水道料、これ現状を維持できるのかというようなことでございます。さらに、大崎広域水道とのいわゆる受水費、責任水量をめぐる経緯についてお伺いをしたいと思います。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、水道事業会計に関するご質問でございます。上水道・簡易水道を合わせた本町の給水人口につきましては、平成21年の3月現在で、3月末現在で2万 2,996人、給水戸数では 8,093戸、給水普及率は93.2%となっております。給水戸数につきましては、前年比で 347戸の増加となっておりますが、給水量につきましては、ほぼ横ばいございまして、給水収益も微増で推移している状況でございます。

収益的収支につきましては、昨年に引き続き黒字見込みとなっておりますが、営業外収益でございます一般会計補助金、開発負担金などが大きな要因となっております。今後特に開発負担金の大幅な減少が見込まれますことから、経営収支は大変厳しいものと予測しております。

特に、本町の水道事業につきましては、都市部に比較しまして、給水区域が広範囲で給水人口が少ないことから、配水管等の施設整備に係る投資効率が低いこと、さらには先ほどお話ししましたけれども、大崎広域水道事業からの受水費が経常経費に大きく影響する経営状態となっておりますことから、工場用、業務用、業務営業用の将来水量の確保に伴う料金の確保、単価確保が課題となっております。

平成19年度におけます本町水道事業の給水原価につきましては、1トン当たり 329円、うち受水費が1トン当たり 195円、料金収入の平均であります供給単価が 234円と1トン当たり95円の経費超過となっておりますが、一般会計からの高料金対策補助金や簡易水道負担金等の繰り出し措置、また開発負担金の収入等により経営収支を維持している状況でございます。

水道料金は、投資的経費のほかに受水費に係る経費、配水池や送配水管の維持修繕、減価償却、その他管理運営費等から給水原価を算定いたしまして、その額に安定的な経営が継続できる留保財源を確保した金額を基本に、使用形態や水量に応じた料金制度を定めることとされています。

今後、収益面におきましては、東京エレクトロンやパナソニックEVエナジー等の企業立地、さらには関連企業の立地や従業員の定住などにより波及効果としての水需要の増加を期待する状況となっておりますが、本町水道事業も創設から40年となりまして施設の更新や配水管の老朽化対策、漏水対策、耐震化対策の充実が重要となっておりますことから、なお一層事務事業の効率化と計画的な施設管理に努めるとともに本町水道事業の特性に合った料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図り、公営企業としての経営基盤の安定に努めていかなければならないものと、このように考え

ております。

次に、大崎広域水道からの受水基本水量（日2万3,500トン）についてでございますが、平成3年3月の大崎広域水道の需給水量に関する覚書の締結によりまして、北部工業団地関連により1日8,000トンが3期15年間、平成17年度まで継続留保されてまいりましたが、県の一般会計の負担となってきたこともあり、平成13年継続時の確認事項どおり、平成18年4月の大崎広域水道における大和町にかかわる基本水量に関する覚書の締結によりまして、留保期限が設定されたものでございます。期限が5カ年延長されたものの平成27年までの10年間で、県負担の留保水量が段階的に1日800トン、毎年800トンですが、に解消されるものでございます。基本水量は基本料金の算定基礎となっていますことから平成18年度から毎年基本料金が増加し、受水費負担がふえている状況となっているものでございます。

また、大崎広域水道からの責任水量についてであります。責任水量は契約水量1日最大給水量の80%と規定されておりますことから、本町の平成21年度の契約水量1日1万900トンの8割・8,720トンが責任水量となっておるところでございます。本町の1日平均給水量は平成20年度で7,655トンとなっておりますことから、使用料金は責任水量により負担している現状となっております。

現在、平成22年度の受水料金の改定に向けた検討が行われておりますが、できるだけ料金負担の軽減が図られるよう関係市町村とともに県企業局に要望を行っている状況となっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

鷗橋浩之君。

11 番 （鷗橋浩之君）

まず、今の回答、回答いただいたわけなんです。まずこの受水費にかかわる問題なんです。大崎広域水道からのいわゆる契約になるわけなんです。これ平成18年からでしたっけ。解除に、毎年800トンずつ解除、10年間で1億1,000万ですか、したがって、単年度で1,100万ずつ増加していくと、いわゆる負担がふえていくと。これは水を使う料金があるなしにかかわらず負担をしていくというようなことで非常に財政を圧迫しているわけなんです。これは17年度までは県でも一般会計の負担となってきたというようなことなんです。そうしますと18年の4月の覚書というのが

非常にここで一つの節目だったわけなんです、考えてみますと、これ県でも広域水道、企業局の管轄ですから、県でもやはりこれは企業会計でやむを得ない部分があったと思うんですが、この、何ていいますか、受水基本水量2万 3,500トン、これを定めたいわゆる経緯っていいですか、これは当時のいろんな事業を起こす際にできた問題だと思いたいますが、ぜひこの2万 3,500トンについて、どういう経緯でこう定められたものか、まず伺いをしたいと思いたいますが、簡単にひとつお願いたいと思いたいます。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この2万 3,500トンにつきましては、大崎広水っていいですか、あちらのダム等準備するに当たりましてそれぞれの町村でどれだけの水量が必要であるか、そういったものをまず検討がされたというふうに伺っております。その当時北部工業団地がまだできておりませんでした、構想はもちろんあったわけですが、北部工業団地に対する考え方が大きな部分あったのではないかというふうに思いたいます。現在、北部工業団地には多くの企業さんが張りついておるわけですが、この建設当時の工業形態等々を考えた場合に、その工業団地で、もちろん大和町の住民もそうですが、使う量について検討がなされ、その中で水が非常に大切だということから、この2万 3,500トン、北部工業団地に十分見合う量の確保ということで計画、町で計画をし、県の方に申し入れて、それでダムの中の計画に盛り込まれたというふうに聞いております。

そういった中でスタートしてるところでございますが、その後北部工業団地、いろいろ工場の進展の前に造成等につきましては時間かかった部分がございます。そういったことがあったわけでございますので、その間につきまして工業団地の団地形態はできても企業が張りつく状況ではなかったわけですから、その間について県の方で留保を、第1次留保をしてもらったというふうに聞いております。

一番最初は1万 1,500トン1日分を留保してもらったおったところでございますが、平成3年度に見直しがございます、その都度その都度見直しはあったわけですが、お願いたをして、留保を継続、3年度に 8,000トンに変更になっております。

この段階ではある程度企業さんも進出されてこられた、張りつきもあったという状況、で減量、減量といたしますか、がございました。それで、3年から17年度までの間、これも見直しのたびにいろいろ県の方では留保を解除というお話がずうっとあったわけですが、お願いをしてその8,000トンを継続してもらいました。17年ですか、18年の覚書締結の段階では、これはもうこれ以上留保は難しい、難しいというよりも、企業さんの張りつきがある中で、県での留保は維持に非常に負担が大きいということで10年間、10年間ですね、の間に8,000トンを均等に解除していくという形の覚書を最終的に県と結んだところでございます。そういう経緯でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

そういった経緯があって解除されて3年目、4年目に入るわけなんです、町長先ほどの答弁の中で、この受水料金の改定の検討が行われているというふうに答弁なされたわけなんです、そうすると、これはいわゆる留保水量の解除と見合って大崎広水がいわゆる受水料金、できるだけ安くするような検討が、検討といたしますか、協議といたしますか、それがされていると理解してよろしいのかどうか。

議 長 (大須賀 啓君)
 町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

はい、そのようにご理解いただいて結構でございます。
 受水量につきましては、基本料金プラス使用料金ということで受水料金になっておりますが、基本料金につきましては、基本水量×単価×12カ月分、使用料金につきましては責任水量×単価ということでございます。単価の見直しといたしますか、それをその都度の経営状況を見ながらやっているとでございます。今回22年度の改定に向けて協議がなされておりますが、まだ確定ではございませんが、全体で8%程度低減が見込まれるのではないかとというような、まあ確定ではございませんが、今そういう中で見直しを進めておるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

そうすると受水費は多少軽減されるというような部分があるんだと思いますが、実はこれもことしの5月31日の新聞記事なんです、総務省の方針として「地方公営企業の会計基準大幅に見直し」という記事がありました。これは今までですといわゆる資産の部の資本に入れていた借入資本金を負債に計上しなければならないというようなことで、そうしますと大和町の場合、本年度の期首で借入資本金14億3,800万ほどあった、経理において赤字額的大幅計上というふうにならざるを得ないのかなというふうに思いますし、それから先ほどの町長の答弁の中で、これからの見通しの中で開発負担金が見込めないと。現状では給水原価329円、これトン当たりですけども、原価が329円を234円、いわゆる95円、経費を何らかの形で捻出、カバーをしながら給水をしているというような水道事業会計の状況にあるわけですね。で、これは地方公営企業法会計ですから独立採算というのが原則になってくるわけなんです、現状高料金対策なり、いわゆる資本費の部分で一般会計からの繰り入れ等々で何とか帳じりを合わせているという現状にあるんだと思います。で、恐らく先ほどの答弁の中でも、このままでは会計が維持できないというような状況にあるという説明でございました。で、答弁の中でですね、業務の効率化と計画的な施設管理に努めるとともにですね、本町水道事業の特性に合った料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図りたいというふうな答弁でございました。

で、この水道料金についてなんですが、県内でも一般家庭の水道料金については、県内でも高い方の部類に大和町位置しているわけなんで、恐らく一般家庭のですね、水道料金を値上げするというのは、特にこの時期不可能だと思うんです。そういった状況の中で答弁にあった料金体系の見直しというのは、ちょっとこれ具体的にどういうふう理解すればいいのか、ひとつ再度ご説明をいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
 町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員お話のとおり、これからの水道事業運営につきましては、非常に厳しいものが

出てまいります。そういった負担金もふえてくる、開発負担金は減ってくるという状況、試算をしましてもなかなか厳しい状況になってくるところでございまして、その中で健全経営といえますか、目指していくためには、料金の見直しにも一步踏み込む部分も必要であると。受水量等の算定下げてもらおうということもあるわけですが、今の水道料金の料金設定といえますか、それぞれいろんなやり方があるようございまして、逡増主義っていいですかね、そういうのとか、超過料金の均一主義とかいろいろあるようございまして、今議員お話のとおり、大和町の場合は、一般家庭の場合は、大体県内で9番目ぐらいの料金になってるところでございまして。それに比しまして大量にといいいますか、使ってる部分につきましては、かなり安いといえますか、というところがございまして、そういった部分では皆さんに平等な形の見方といえますか、あり方、そういったものが必要ではないかというふうに思っているところでございます。どっかで調整は必要なんです、平均的に皆さんが同じようなご負担をいただける、もちろん一般家庭の方々は、もう高くなってるわけですから、高いわけでございますから触ることがない、できるだけ触らないような形で、言ってみれば、大口の方々にご協力いただくような考え方が一つではないかというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11番 (鷗橋浩之君)

そうすると、一般家庭の料金については、県内でも高い方だと。ただ、大口の、口径が大口の水道料金については、かなり安い方の部類に属するというような現状になっている、その整合性を図るといえますか、それを改善をするというようなことに受けとめたわけなんです、これはやっぱり県内のランクづけでも一般家庭は高い方、大口使用業者っていいですか、それは安い方ということでは整合性がとれないと思うんで、やはりその辺はきちっと整合性がとれるような料金体系というものが早く打ち出して健全な経営にもっていくべきだというふうに私も思います。その料金改定の、何ていいますか、何年度からそのような検討をされて、当然いろんな条例改正等も伴ってくるんだと思いますけれども、その見通しとですね、それから本町ではいわゆる高料金にならざるを得ない部分に簡易水道があるわけですね。特に一時話題を

呼んだ升沢三畑の三畑の簡易水道、あれは多額な資本を投入してやったわけなんです。どうなんでしょうかね、あれはかなり良質な水っていうような評判があるわけなんですけど、あの水をもう少し活用できないものかどうか。いわゆる水商売できないものかどうかっていうような部分を含めて、もし考え方があったらお聞かせをいただいで終わりたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、その見直しをいつからするのかということでございますが、見直しの作業につきましては、本年度中からスタートしたいというふうに考えております。実際お願いするのは、どうなるかというのは、まだ先の話でございますけれども、そういった検討にはしっかり入っていきたいというふうに思っております。

また簡易水道の利用でございますが、おっしゃるとおりいい、いい水といいますか、の部分があります。ただ、基準が変わってまいりまして、もう少し手直しをしなければならぬ簡易水道もございますので、一概にそこだけでそれを全部利用するという状況には、まだなっていないのではないかと。ルートとしてはつないではあるんですよね。あるんです。ただ、それをですね、常時、例えばほかに回してこっちを減らすという状況にはまだなっていない、そこまでいっていないというふうに考えておりますので、その量的なものもありますし、距離的な問題もございますし。

そういう状況でございますが、おっしゃるとおりいろんな形で水道を1カ所だめになつたらこっちを回せるようにと今いろんなそういった準備はしております、例えば量を使うとかという問題でなくて、どっか事故あった場合に、ここをストップなつてもこちらから回ってこれるとか、そういったループ化していいですか、そういったものは今どんどん準備をして進めておるところでございます。そういったものを追々いろんな形で量的なものにもですね、利用できるようなになればよろしいのかと思いますが、もともとの量がそんなに大きなものではないものですから、ほかをカバーしてこちらをストップして常時やるというところまでは、まだまだいっていないのではないかとこのように私個人としては思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11 番 (鷗橋浩之君)

いずれ簡易水道については、当時5億とも6億とも多額な資本を投じて、結局升沢と嘉太神が移転対象になって、沢渡地区だけへの供給という、それだけ投じた資本が大変もったいないのではないかという思いからのあれです。

一方、水酌み、盛んに県内から現地に入っておりますから、ぜひご検討いただければと思います。以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で、鷗橋浩之君の一般質問を終わります。

12番上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

私は、通告どおり2題の件について一般質問させていただきたいと思います。

1番目は杜の丘公共用地の活用方法の検討を、ということです。通告では、杜の丘の入居者が増加しているが、子どもたちの遊ぶ場所がないため自宅前の道路で遊んでいる状況である。一方、広い公共用地が整備されずに未利用になっているので、地元でも利活用の話し合いがなされているので、町の方針を問うということでございます。

この公共地、広い公共用地、もみじ、それから杜の丘の団地であれだけ広い公共用地が残されてんの、あそこただ一つというくらいで、非常にこの活用の仕方というのが今後のあの団地の発展、それから高齢化に向かう団地、それから杜の丘の子育ての団地にとって非常に大切な場所の利活用だと思ってます。そのために再三角度を変えてこの問題については一般質問させております。また、同じような質問かというふうに受け取られてるかもわかりませんが、私はそういう意味でここの活用の仕方があの団地を今後左右するんじゃないかと。北側の部分は、まだ販売がされてない場所も相当ありますし、あそこに人口がふえると今の杜の丘の人口の3倍の人口になっていく可能性があるわけですね。それだけの居住者がふえる団地にたえ得るだけの利活用を今から図っていかないと失敗するんじゃないかと。不活性化してしまうんじや

ないか、売れ残りがいっぱい出てくるんじゃないのかなというふうに私は大きい問題としてとらえております。そういう意味でこの公共用地の活用方を、まず第1番目にお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの質問、上田議員のご質問、杜の丘の公共用地の利用、利活用でございますけれども、この件につきましては、さきの3月定例会の一般質問でもご同様に質問いただきまして、第4次総合計画でコミュニティセンターを整備していくこととしており、あわせて広場整備を考えていきたいというふうに申し上げているところでございます。このコミュニティセンター建設につきましては、いろいろ方法はあると思いますが、国の補助制度を導入し実施したいと考えておるところでございます。その手法について今後検討を進めてまいります。議員がお話のとおり杜の丘には若い世代が中心に転入者が増加し、子どもたちも増加しておりますことから、子どもたちの遊ぶ場が必要となっていることも事実であります。このことから、現在未利用地になっている、この公共用施設用地をコミュニティセンター建設までの期間、子どもたちが遊べるよう暫定的に必要最少限ではございますが、の形で広場整備をしていくことについて、検討していくことも必要ではないかと考えておるところでございます。

この暫定的な広場整備に当たりましては、どこまで整備をするか、どれぐらいの費用がかかるか、またはコミュニティセンターをつくっていくわけですから、二重投資にならないか、後戻りにならないかなど、そういったことを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
上田早夫君。

12 番 （上田早夫君）

この問題については、先ほど言いましたけれども何回もいろいろ角度を変えてさせ

ていただいてんですけど、きょうの答弁を聞いても何ら前進の跡がないというふうに私は思っています。国の補助制度導入し、実施したいと考えているところです。その手法については、今後検討を進めてまいりたいと、これじゃ何にも以前の回答から進展してない。私が何回も繰り返して質問するのはここなんです。前回の答弁より前に進んでんのか、具体化してんのか、細かいことの問題点、ここがあるから、この問題が解決しないから中断してんのか、ストップしてんのか、ここが知りたいんです、私は。でも、今回の答弁もやはり同じように補助制度を導入し、実施したいと考えているところです。その手法については、今後も検討を進めていきます。これでは前回の答弁から何ら進歩した、発展した答弁にはなっていないなというふうに私は考えております。それについては、いろいろあるんでしょうけども、その辺の問題点がどこに問題点があるのか、その辺お知らせしていただきたいと思えます。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)
進展がないというお話でございますが、手法についてはいろいろ検討していくということでございまして、今この広場の整備につきましては、そういう形でコミュニティセンターができるまでの期間、そういった形で整備をしていくことが必要であるというふうに考えてるというふうに申し上げました。

このことにつきましては、いろいろ懇談会やいろんな地域の方々とお話する機会もあった際にもいろいろご意見等々もいただいております、地域の方々とどういった形だったら、どういったことを望まれるのか、どういった形だったらこちらもできるのか、そういった話し合いも予定をしてるところでございます。広場につきましては、そういう形で進んでいるというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)
上田早夫君。

12番 (上田早夫君)
なぜこれを何回も取り上げるかという、地元の意見はもうばらばらなんですよ

ね。もう町長もご存じだろうかと思ひますし、町民懇談会あるいは町内会の話し合いなんかでも全部ばらばらです。ましてや3丁目の中だけでもばらばらなのに1丁目、2丁目、3丁目、杜の丘と四つの町内会がやったら本当に收拾がつかない。これを発展させていけば收拾がつかない。

ですから、私が今考へてるのは、町がある程度のリーダーシップをとってですね、一つのモデルケースをつくって、これはどういう、どうなんですかと。少なくともそのくらいやらないと、地元では高齢者を中心に考へ、子育ての段階の人の言う考へ方と相当違つたギャップのある議論が出てきて收拾がつかないのが現状です。その辺について、町としてそういうリーダーシップとつて一つの方向性 A案、B案、C案くらいのことを考へて、こういうのはどうなんだというような検討を町として考へてんのか考へてないのか、この辺だけ教へていただきたいと思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
町として案ということでございますけれども、それは、まず今申し上げてるのは、その土地を、最終的なコミュニティセンターを利用するまでの間の間、どういうふうにご利用しようかと、その間まず第一ですね。そのことについて、そういったあそこ斜めになつたりしてるところもあるものですから、そういったものを直して子どもたちが、まず建物を建てるまでの間遊べる場所というんですか、そういったものをやめていくことが必要ではないかと考へておるところでございますと申し上げました。

そのことについて、地域の方々と話し合いをする、町としてはこのくらい、こういった整備を考へております、どうでしょうかという提案、それはもちろんしたいと思ひますし、皆さん、ゼロのところからどうやったらいいでしょうかということではなくてですね、やっぱりそういうたたき台というんですか、そういったものはあつて、まあそのとおりなるかどうかというのは別としまして町としての基本的な考へ方、こうあつたらいいんじゃないかという考へを持った中でお話し合いをするということは、そのことはその方がいいと思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)
上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

それは団地全体の、例えば町内会なら町内会の方に町としてこういう今町長が言われたような意見というものを出されてんのか、それとも一つの町内会とかやって、ほかは全然知らないという、どっちの状況なんですか、今。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

懇談会等でございますので、全体の中での話し合いというふうに我々は思っています。地区、杜の丘さんとかそれだけではなくてですね、もみじヶ丘さんも含めた中の全体の中での話し合いというふうに考えております。話し合いに参加する方については、区長さんとか代表者の方々になるかどうか、まだ決まっておられませんけれども、そういった形で、決して一区だけでなく全体の中で考えておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

今町長の答弁であれなんですけれども、これが町内会単位で見ますとね、随分温度差があつてばらばらな意見がいっぱい出てるというのが現実なんです。地元では。ですから、もしそういうのがあつたら、話し合いがあるんであれば、1丁目、2丁目、3丁目、杜の丘の責任者っていうか、そういう人を集めてですね、同じ同一の意識レベルになるような話し合いをしないと、あるいは説明をしないと、地元の意見というのはこんななっちゃうんですよ。何が何だかわけがわからない、これが実に現在の状況なんですけれども、その辺について、今後何か町としてそういう状況を、多分私の説明で多分わかっていただけたと思うんですけれども、そういう中で町としてはそういう方策をとっていくという考えはあるんでしょうか、どうなんでしょうか。それとも従来の方式で説明をしていこうとしてるのか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
まずはですね、広場をですね、コミュニティとかつくるまでの間の期間、それまでの間ですね、どういった使い方ができるかということが一つだと思っております。それにつきましては、さっきも申しましたけれども子どもさんがふえてるとか、そういった状況がある中で、例えば駆けっこができるとかキャッチボールができるとかというものになっていくんだというふうに思っておりますが、そういったところですので
何ていいますか、そこでもかなり差が出てくるでしょうか。でしょうかって聞くのは……（「出てきますね」の声あり）公園の使い方。ああ。（「ですから、その辺があれだけの……」の声あり）

議 長 (大須賀 啓君)
上田早夫君、ちょっとお待ちください。町長答弁中ですから。

町 長 (浅野 元君)
そういうことであれば、その辺は当然ご意見を聞きながらやんなきゃないというふうに思っておりますが、一つの大きな目的というか、いった中ではさっきも言いましたけれども子どもさんたちが遊べる広場として第一義に考えたいというふうには思っております。そのほかにあれだけの広いところがございますけれども、そういった形でこういったこともあいつたこともということが出てくるとすれば、それはすべてができるわけではございませんので、そういったことについてはお話し合いをして、まあ言葉悪いかもしれませんが、後戻りとかなんないような形の整備というふうに考えておりますから、完全な整備というだけではなくて、あくまで暫定的にですね、地域の方々にご利用いただけるような形の考え方であるということをお話をさせていただければというふうに思っておりますのでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

今、町長の答弁を聞いて大体納得したんですけれども、それは町長が話されてるのは町政懇談会とかそういうあれで話してんですか。例えば区長会の集まりとかなんとかで話されてんのか、どういうところで話されてやってるのかというのは、余り無関心というか関心のない区長もいるし、非常に関心のある区長もいるし、物すごくこっちの地元で温度差があるもんですからね。その辺がやっぱりこういうもの、公共用地の活用の仕方っていうのは、やっぱり温度差のないように地元伝えていただきたいというのが私の希望なんですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

そういった話を今までした経緯の中では、常にすべての区長さんなりがそろってる状況ではない状況もございます。当然区長会であったりそういったところの話し合いの中で、区としてはこう考えてる、そういう考えがあるという話をいろいろお話しいただいた中で総合的な中で我々判断をしてるところでございますけれども、今後その地域の方々にこの広場の使い方とかそういったものをご相談なり提案する場合には、当然1区、2区ではなくてですね、全区の少なくとも区長さんなりそういった方々にお集まりをいただく中で検討はしていかなければいけないというふうに考えております。

議長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

この問題は私も何回か一般質問で取り上げたんですけれども、なかなか町としてのあれが具体的に感じとれなかったんで、きょうもこの問題取り上げました。そういう面でご理解していただければと思います。今の町長の答弁で私は納得をいたしました。

2番目でございます。これは教育長の方にですけれども、学校マニフェスト実施後

1年後の成果は、ということです。

去年の6月6日のマスコミで大和町小中学校で教育目標を数値で公表し、達成状況を検証するマニフェストに関する記事が大きく紹介されました。そして、その成果をその記事の中でも「成果が注目される」ということになりましたので、この記事に興味を持った方は、どうなってるんだろうなというふうに思ってるだろうなという私の推測のもとに、きょうの一般質問をさせていただいております。

その中で、これはその記事の内容ですけども、授業がわかって理解されて楽しい授業だったという評価をする人が80%になるよう、2番目には国語・算数の学力テストで学年で75%以上の正解、いわゆる正解率が75%。3番目には年間読書数が20冊以上の児童が80%になる。4番目に学校の、外部の学校評議員の評価を経て結果を保護者に公表する、などが公表されております。

それで、マスコミでこれだけ大きく、半ページ、新聞の半ページを使ってこれが詳しく説明されてましたので、これを読んだ方は非常に興味を持ったのではないのかなというふうに思っております。ということで、この進捗度を教育長の方から教えていただきたいというのが、この2番目の質問の要旨でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

学校マニフェストについての質問にお答えします。

本町では、保護者や地域社会への説明責任として年度初め、PTA総会や学校だより等で学校経営、教育計画について説明しております。その中に今年度の重点努力事項として保護者等が理解しやすいように具体的な取り組み内容を数値目標等を含めた学校マニフェストを掲げております。議員がおっしゃるとおり、昨年その内容が新聞に掲載されました。

まず、一つ目の「授業がわかり楽しい授業が80%、授業80%以上を目指す」は吉岡小学校が掲げたマニフェストの一つですが、年度末84.4%の児童がわかりやすい、楽しいと答えております。

二つ目の「国語・算数の学力テストで学年75%以上の正答率を出す」は吉田小学校の目標ですが、国語は78.5%、算数は80.3%という結果になっております。

次の、「年間読書数20冊以上の児童を80%以上にする」は落合小学校が掲げた内容ですが、77%という結果になっています。残念ながら80%には届きませんが、19年度は64%でしたので向上していると考えられます。

四つ目の「外部の学校評議員の評価を経て結果を保護者に公表する」ですが、すべての学校において学校だより等で保護者に公表しております。

新聞に掲載された内容以外にも各校で多くの数値目標を掲げて取り組んでまいりましたが、達成できなかったものもあります。これらにつきましては、学校評価等におきまして、その達成できなかった理由を明確にし、改善策を新年度のマニフェストに生かしております。今年度もマニフェストは各校ともにPTA総会等で公表しております。

外部評価の公表に関しても、文部科学省が平成20年の1月に示した学校評価ガイドラインに従って各校で自己評価、学校関係者評価を実施し、その結果を公表しております。学校マニフェストに関しても、その学校評価の一部としてとらえております。昨年度の学校マニフェストの数値目標に達しなかった項目も中にはありますが、各校が掲げる教育目標に近づいていくため、その年度の児童生徒の実態を考慮して学校が保護者に示す具体的な努力事項ととらえているところでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

今教育長が答弁されましたけども、学校の保護者に具体的な努力目標として教育目標に近づくために、達成するために通知してるということですけども、具体的にちょっと一例挙げていただけませんか。何でも結構でございます。具体的っていいまでも、どの程度が具体的なのか人によって大分違いますんで。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

お答えいたします。

例えば家庭学習を家で10分ということがございますが、この学校マニフェストに掲げた数値、それから文章等の表現は、どうしても家庭との協力を得なければならない部分もたくさんありまして、その中で、今挙げました家庭学習についての10分ということで各家庭に依頼してるところですが、学校によって取り組み方はさまざまですが、いつも吉田小学校の例を挙げて恐縮ですが、やはり先生方は全体でお話した後、それから学級でそれぞれの保護者と家庭訪問等について直接お会いしたときにお話して、また日々その結果などの交換など、まあ家族の方にも評価・点検等、簡単なものですが、でもお願いしてるというふうにこちらでは報告をもらっております。

議長 (大須賀 啓君)
上田早夫君。

12番 (上田早夫君)

今のあれは私ちょっと、私、学校というのは学力をつけんのが第一番目の目標だと思ったんで、ここの2番目の回答で国語・算数の学力テストで学年で75%以上の正解率をと、いわゆる100点満点で75点以上とるとというのが最低目標としてマニフェストに掲げて、これに向かってんだらうなと思って、私今の質問をしたんですけども、私の期待してた回答と別なところを教育長述べられたんで、ここの点について、ここなぜ国語・算数の学力テストで正解率75%を出すのが目標なのか、私ちょっと理解できないんですね。試験であれば、テストであれば100%を出すのが教育だろうと思ってます。試験だったら100点だろうと。目標はですね、結果はどうだろうと。これが75%の正解率といったところにちょっと私疑問があったんで、その辺ちょっとお尋ねしたいと。

議長 (大須賀 啓君)
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

このマニフェストについて、数値目標を決めるに当たって各学校は、まず児童生徒の実態から出発しております。ですから、その実態をわずかに上回る形でそれぞれ最初に目標を設定しているところです。もちろん実際に当たるときは最高の一番いい状況を目指してはいるんですけども、やはりそこへいく過程というものを重視した評

価を中心にしております。達成できない場合というのは、非常に取り組んでいる者、子どもたちも先生方も非常にがっかりします。ですから、まず最初の段階、初年度でございましたので、本年度においては、子どもたちの実態から少し上回った形で設定したところでございます。

ただ、その努力については、十分先生方は一人一人のお子さんへの対応は 100%の努力を傾けたというふうに思っているところです。

議長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

今の教育長の答弁聞きますと、私と教育長の「マニフェスト」っていう単語の理解の仕方が違うのかなと思ってあれなんです。

私は、マニフェストっていうのはイギリスで発生した言葉でございまして、ある目標を達成するために目標を設定し、それをいつまでに達成するか、そのためにどういうことをせねばならないか、そしてそのためにかかる経費あるいは予算は幾らかかるか、この四つの要素を満たして目標設定するのがマニフェストだと。イギリスでマニフェストをつくったとき、そういうあれで解説書には書いてありました。

で、私もまさにそのとおりだと思って理解してるわけなんですけども、私は、そしてこの学力テストっていうのは 100点満点を取るように教育はするもんだらうなと。現時点で実力が、現時点の実力が70点が、75%の正解率にするというのが教育長の答弁だと思うんですけども、例えばですね。私は、マニフェストっていうのは現在70点の点数を目標は、テストですから 100点なんです。そうすると第1年目には70点を73点までやる、2年目で78点までやる、3年目で90点まで、4年目で 100点になるというような目標があって、期間があって、そのあれを達成していく手順に対して、どのような手段をとっていくか。そしてそれを検証して、それが次の後年度にローリングされていくというのがマニフェスト、イギリスで言ってるマニフェストだと私は理解してるんですけども、今教育長の答弁ですと単年度で答えられてるんでね、ちょっとその辺で私の理解の仕方と教育長の理解の仕方が違うのかなというふうに懸念を持っています。で、もしこのまま国語・算数の学力として学年で平均で75%の正解率、これは単年度なんです。マニフェストっていうのは、100%達成するためのマニフェス

トなんです。

これは、マニフェストっていう言葉自体は選挙用語なんです。私がこの選挙に当選したら、私の任期の期間、4年間なら4年間の任期の期間に75点の実績のものを100点にするために1年目に何を、2年目に何を、3年目に何を、4年目に何をすると、こういうふうにやってやるのがイギリスで言われてるマニフェストなんです。

で、教育長の説明ですと、それが単年度だけになりますんでね、私はちょっとその国語・算数のあれが75%というような、あるいは吉田小学校で国語78点、算数は80というような形で単年度でとらえてますけれども、これですと100点にならないわけです。ですから、教育長のとらえ方と私のとらえ方違うのか、説明が単年度の説明だけで終わったのかわかりませんが、その辺はどのように……。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで、この大和町において校長会で理解を得て保護者の方と協力して進めていくということで単年度の予定で立てております。

それから、やはりこれらのことを実行していくに当たっては、子どもたちの実態からどうしても出発するのが、このマニフェストをさらに進展させるというふうにございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

1 2 番 (上田早夫君)

そうしますと、単年度で考えて目標が達成、マニフェストっていうのは目標達成することです。議会、選挙用語ですから100%、私を信任してくれたら、私は100%にするという言葉なんですけども、単年度で目標を達成できなかったとき、また次年度にその国語78.5%、78.5%まではいった。いわゆる80点まではいったと、平均で

すね。だけど、それで終わってしまうのか、それをローリングでこう回していったって100点まで計画をつくってあって、そこの前の段階だけでしてるのか、その辺のところをはっきりさせないと、これは継続性のあるものになっていかないわけですよ。そして100点にならないということになるのではないのかなと懸念するんですけども、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

議員のおっしゃるとおり、確かに100点をとということを意識してというところではなくて、やはりその年度、そしてそれを達成できない場合は、やはりその理由とか考えて次年度にまたというふうな考え方で今進んでおります。ですから、議員がおっしゃったその100%ということについては、もう一度考えていきたいというふうに思います。

例えば、今回各学校から上がってきたので100%を目指したのは吉岡小学校が交通事故をゼロにするという、それでございます。全部の学校とも100%を掲げたという学校はございませんでしたので、そのことについて改めてまた話し合ってみないといけないと思っております。

ただ、学校におけるマニフェストということで100%という最高の目標を掲げてはいないということは、うちの、大和町でのマニフェストのとらえ方でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

教育長の理論と私の理論、なぜかみ合わないかっていうと、教育長は絶対値で話してんですね。私、相対値で話してるんです。絶対値でテストで全員が100点とるなんて、これはおよそできっこないんであって、目標、今70、平均点が70点のところを80点までこの1年度で平均点を上げるんだ、これを100点として見て何%の達成率かと、そうしなかったらどんな目標つくっても達成できないわけですよ。すべて初年度から100点にしようたって、そんなの無理です。3年かかって100点にしようたっ

で無理です。ですから、一つ一つレベル、このレベル、75から80にいくのが100なんだよということです。ここからこの5ポイント上げんのが100なんですよ。それが4ポイントだったら80点ですよという相対値でやらないと、教育長の今使われた表現でやっていくと、とてもこのマニフェストなんて絶対達成できなくなっちゃうし、こういう学校マニフェストってのは成立しなくなってしまうのではないのかなという私は思うんですけど、その辺どうなんでしょう。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

達成できないと言われると確かにそうだなというふうに思いますが、先ほども言いましたように、学校によっては2点ですか、学校の満足度、パーセントを上げておりますし、落合小学校においては図書が上げてなかったということで、最初に立てた数値よりも高いパーセンテージを得れば、それは目標を達成したというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

今年度もマニフェストはPTA総会とか各学校で公表しますということですけども、公表の仕方ですね。教育長はよく、それはその学校だけの数字、対前年と比較してこれだけアップしたよというだけの話なのか、大和町全体の話をするのか、学校別のものでも全部オープンにして公表するのか、その辺の手法はどういうふうに考えられてやろうとしていますか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

現段階では各学校ごとでやっております。去年度は全部そろいました段階で校長会

の方には示したところです。町全体として前にも話しましたが、保護者等に、全体のものは出していませんが、各学校のものは保護者の方に示しているという状況です。本年も校長会の方には全体のは出していく予定にしております。

議 長 (大須賀 啓君)
上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)
公表して反応はどうなんでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

まだ校長会で全体には、全体のございますね。全体のことについてですね。（「学校別にしてますって言いましたね」の声あり）校長会には全体を公表したいと思っております。ただ、保護者の方には、もう既に4月の総会でなされてるところのございます。（「その評価はどうですか。反応です。評価と反応です」の声あり）はい。やはりこれは先生方もですけれども、数値が上がってる部分については非常に評価がしやすいということが上がっていますし、これもまた大変恐縮ですが、吉田においては、既に吉田小学校はことしで5年目を迎えるところですが、非常に成果が上がっているということは、大和中の先生方が家庭訪問をした場合に非常に家庭の協力があって、家庭での生活、それから学習等がよくできているということを聞いております。それはこのマニフェストが非常に段階的に協力を得ながら行われてきていた成果じゃないかということをお大和中の方では評価しているところです。ほかの、大和中には鶴巣と落合と吉岡地区の児童がいますけれども、特に吉田小においては、この成果が上がっているということをお、家庭訪問して実感しているということを聞いております。

議 長 (大須賀 啓君)
上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

4月8日の朝日新聞に「学力調査結果公表を」ということで、埼玉県知事が埼玉県の市町村長に手紙を送ったという記事が載ってます。今、私、教育にしたって何にしても、ある程度の競争原理っていうんですか、必要なんじゃないかなと。今、何か競争っていうのはできるだけ避けよう避けようと思しますが、例えば学校を卒業して就職試験を受ける、サラリーマンなって平社員から管理職になる、全部、評価あるいは試験をパスしないとならないというケースが多いわけですね。公務員になるのも公務員の試験を受けてパスしなければだめ。やっぱり世の中に出れば競争の原理っていうのはある程度必要ですし、選別されていく生活があるわけですね。大阪府知事が今それで論争やってますけども、そういう中で、今、私は、教育の現場において、できるだけそういう競争意識っていうのをなくそうという何か意識が強過ぎんじやないのかなっていう感じがするんですけど、その辺教育長はどのように考えてますでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

議員のおっしゃるとおり、それは内容によるのではないかというふうに押さえてます。教育の現場すべてが競争意識ではない場合もありますし、また例えばこういうマニフェストを示したときに校長先生方が全体の数字を見て、自分の学校の読書量は少ないとか、それから国語・算数の平均点がどうも低いなというような、そういうことについては、いい結果というんでしょうか、数字が必要だろうというふうには思いますが、必ずしもすべてがそうというふうにはとらえてないところはございます。

議長 (大須賀 啓君)

上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

この学校マニフェストっていうのは、そういう面で非常にいいシステムだと私は思ってます。手法だと思ってます。で、これをうまく活用するかしないかで相当違った結果が出てくるような気は私はしてるんですけども、ぜひこういうことは継続してや

って、やらないとだめですし、絶対値でやると非常に難しい面も出ますんで、相対値というような形でとらえていって、それを何%上げるんだというような形でやっていけば非常に教育現場で生きてくるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひそうされるように私は希望すんですけども、教育長の考え、最後に聞かせてください。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

お答えいたします。

教育の世界で何かを始めるといとき、まず学習指導要領が10年でございますので、何かをした場合はやはり10年は必要だろうというふうに思って、これは継続していくことにしておりますので、今後ともご指導いただきたいなというふうに思います。

なお、町内は二つの中学校になりまして、二つの中学校の結果というのは非常にわかりやすいんですね。それでいろいろなことが両方の中学校の切磋琢磨の意識としてなっているということ、まあ競争意識というのではなくて私たちは切磋琢磨というふうにいつもとらえているんですが、そのことに、そういう傾向になります。

例えば、今回試験を実は町全体の試験を受けたんですが、二つの中学校ですので片方の点、全体が出たとしても、すぐどっちが幾らというのはすぐわかってしまう、そういうことがありまして、切磋琢磨の機会が中学校ははっきり出てきてるなというふうに思ってます。以上です。（「終わります」の声あり）

議 長 (大須賀 啓君)

以上で、上田早夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時06分 休 憩

午後2時15分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

私の方からは2件・4要旨ということで、まず1点目、障害者の方にやさしい行政を。

平成20年度身体障害者手帳所持者 842人、療育手帳所持者 159人、精神障害者保健福祉手帳所持者55人、計 1,056人と年々増加している状況にあり、言語障害や聴覚障害者のために耳マークを役所のあらゆる受付窓口に提示しては。筆記で聞きたいこと、尋ねたいことを紙やノートに書いてお尋ねするというので、通告はしてませんが、目の不自由な方に活字文書読み上げ装置なども用意してはどうか。

2要旨目、新庁舎のあらゆるところに障害のある方に配慮を。駐車場、車いす、手すり、オストメイトトイレ、AEDなど設置してはどうかということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、初めに耳マークの設置っていうんでしょうか、掲示というんでしょうか、ついてでございますけれども、平成20年度におけます身体障害者手帳所持者の数はお話しあったとおり 842人でございまして、平成15年度の 707人から 135人、19.1%の増加でございまして、このうち聴覚・平衡機能障害のある方は、平成20年度で84人と平成15年度の76人から8人の増加となっております。知的障害者につきましては、159人で平成15年度の 116人から43人、37.1%の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は55人で平成15年度の38人から17人の増加となっております。それぞれにおいて、手帳所持者は年々増加してる状況、増加してる傾向にございます。

議員ご質問の耳マークは、「耳が不自由です」という自己表示により、聞こえない人の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解

を求めていくためのシンボルとして考案されたものでございます。利用方法といたしましては、公共施設の窓口などに耳マークを掲示することにより、聴覚障害者が来庁の際にも筆談でのやり取りをするなどの配慮がなされるものでございます。

当町においては、保健福祉総合センター、保健福祉課でございますが、での窓口案内に耳マークを掲示し、「耳の不自由な方は筆談いたしますのでお申し出ください」という表示で対応いたしてるところでございます。今後、他の窓口にも掲示してまいりたいと考えております。

次に、新庁舎の対応状況でございますけれども、設計に当たりましては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定」に基づきまして、認定を受けております。この内容は、多数の方が利用する出入り口の幅や廊下等に突出物がないこと、昇降機の構造、音声による情報、トイレの設備、敷地内の通路や駐車場などが規定されております。

ご指摘のありました設備については、次のとおりでございます。

まず、駐車場の整備でございますが、多目的・身体障害者駐車場を6区画、高齢者優先駐車場を8区画、さらにおもいやり駐車場として3区画を設置いたします。車いすにつきましては、十分な通路幅を確保しております。90センチ以上ということでございまして確保しており、また扉は通過しやすくするため前後に水平部分を設置、ドアは自動開閉としております。手すりは各トイレに設置しています。通路が斜面の場合は手すりの必要が、設置の必要、手すりの設置が必要ですが、計画は平らになっているために通路には手すりは設置しておりません。オストメイトトイレ（人工肛門・人工膀胱装着者対応トイレ）を含む多目的トイレを各階に設置いたします。AEDは現庁舎には設置しておりませんが、新庁舎の開設にあわせ設置してまいります。このほか、視覚障害者対応としました点字ブロックによる誘導を図ってまいるということでございます。

なお、先ほど目の見えない方の音声の案内というんでしょうか、あれは何かかざすと読むというようなもののお話しなんでしょうか。（「はい」の声あり）そういったことを意識されて……（「まあ、あと機械で触ってこう……」の声あり）すみません。それについては、まだちょっと設置しておらないところございまして、どういったものがあるか今後研究をして、必要性があるかどうかから検討しなければいけないというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)
伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

現在、65歳以上の高齢者は 5,015人ということで総人口の20.3%ということで、堀籠議員さんもさっきおっしゃっていましたが、県のまとめの高齢者人口調査でございます。

そういう中で中高年の難聴というのは、耳が聞こえが悪くなったと自覚するのが大体50歳を過ぎたころからで、加齢に伴う聴力低下は両耳がほとんど同じように低下する。年齢に伴う聴力低下は老人性難聴と呼んで、原因は内耳の老化現象なので補聴器、個人差はあるが、特に有効な治療はなく、難聴が進行してくると補聴器などが必要になってくることから、高齢者対策としても耳マークは必要だと思いますので、あらゆるね、役所の受付窓口にもね、提示していただければと思います。

また、県内の聴覚障害者は約 6,000人もいるそうです。この前新聞にね、裁判員制度ということで、聴覚、障害者に対しての新聞に載りましたけれども、その中で 6,000人いるということですね。また、近くの町村で耳マークを提示しているところは富谷町とか加美町でも提示しております。また、活字読み上げ装置は、大河原町などでも設置しているようでございますので、こういう点でね、障害者にやさしいね、まちづくりをしていただきたいと思います。大和町の総合計画基本構想の中にもね、載っていますけれども、障害者にやさしいまちづくりということでね、載ってますんでね、ぜひお願いしたいと思います。

また、新庁舎にあわせて車いすの幅は当然ですけれども、二、三台ね、車いすを用意していただいて車いすを持ってこなくてもね、庁舎に行けばあるというような対処もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

障害者の方々にやさしいといいますか、使いやすいっていうんですか、そういったこと必要だと思っております。まあ、耳マークにつきましては、先ほど申しました

が、今ひだまりの丘だけなんです。それでこれはちょっと広げていきたいと思いますが、このマークの意味もですね、意外に知られてないのかなという思いもありますのでね、そういったことも必要なのかなと思います。

また、車いすでございますけれども、これは今の庁舎にも備えておるところでございます、同じように新庁舎の方にも準備をしたいというふうに思っております。

（「はい、わかりました。じゃあ、続きまして……」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

続きまして、2要旨目。教育環境の整備を。安全安心な暮らしの実現に向けた対策として、児童学校教育環境の向上を図るために学校等のトイレの洋式化を図るべきではないか。現在、住宅のトイレが洋式化し、和式トイレが使えない児童がふえていることから全小中学校に洋式トイレを設置してはということでございます。

2要旨目、スクールニューデールは、国の今年度の補正予算に盛り込まれた施策であり、学校耐震化の推進、太陽光発電のパネルの設置のエコ化、省エネ改修、省エネの改修というのは二重サッシとか断熱等、また耐震化工事と別に単独で整備も可能となっております。校庭の芝生化、ビオトープとは多様な生物が生息する空間、環境教育教材にもということで、ICT環境の整備とは地上デジタルテレビ整備、電子黒板整備、教育用コンピューター整備など教育環境を充実させると同時に経済の活性化がねらいであります。我が町では補助金や臨時交付金などを、どう取り込んでこういうのに取り組むのかお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、教育環境の整備、学校のトイレの洋式化につきましてお答えをしたいと思います。

家庭用のトイレの洋式化が進む中で、児童生徒の中には和式便器をなかなか使えなかったり、我慢してしまう子ども、児童がいるかもしれないという認識を持ち、また

児童生徒の中には学校での排便を嫌う思春期特有の心理も想定されることから、これまでにおきましても和式と洋式の適度なバランスを考慮しながら整備したところがございます。今、洋式化率は小学校の男子が52%、女子が24%、中学校男子が37%、女子が31%となっております。今後も児童生徒の意向を尊重し、洋式化が必要であるならば段階的に準備をしていきたいと、整備をしていきたいと考えております。

次に、スクールニューディール関係についてお答えいたします。

スクールニューディール政策につきましては、今回の経済危機対策の中の成長戦略、未来への投資中、低炭素革命の中の項目とされたものでございます。内容としては、議員もお話ございましたが、学校耐震化の早期推進、太陽光パネルを初めとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実践するものとされております。

大和町としましては、学校の耐震化につきましては、既に終了いたしております。学校ICT環境整備に関する説明があり、その中でデジタルテレビ整備、受信用アンテナを含むものでございますが、これと教員用のコンピューター整備と校内LANについて検討を行っているところでございます。これらの事業の財源構成につきましては、学校情報通信技術環境整備事業として国で2,000億円の予算措置がされたとの情報がありまして、その補助割合は2分の1となっておりますが、残りの2分の1の財源について、二つの臨時交付金の活用と要綱整備通知のないものがあり、有効に活用する方法を検討中でございます。

なお、電子黒板につきましては、学校に、各学校に1台導入済みでございますし、ビオトープ等は周辺環境がビオトープ環境でございますので、現状では対象外という予定をしているところでございます。

議長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

3番 (伊藤 勝君)

トイレの件なんですけども、私たちはね、昭和生まれで、ここにいる人たちは全部昭和生まれでお釣りの来るような便所を今まで使ってきたからあれなんですけれども、今の子どもたちというのは平成生まれですよ。そういう部分でぜひね、全部直すような方向性でね、考えていただきたいと思います。

大阪の泉大津市では、現在、国が計画しているスクールニューディールに先行してね、市内の公立小中学校にパソコンや電子黒板、太陽光発電パネル設置、校庭の芝生化、施設の耐震化などを進めている。内外から注目を集めるとともに児童生徒からも好評だということだね、既に小中学校11校に対してパソコン教室各40台と電子黒板各校1台、活用が始まっている。特に電子黒板はパソコンと接続できるボードでパソコンの画面をボードに映し出して直接タッチしたりして書き込みができる最新式の器械ということで、総合学習時間などでパソコンや電子黒板を使い英語の学習を行って児童たちにも大好評だということが載ってました。また、温暖化の防止や子どもの遊び場として注目されている校庭の芝生化も先進的に取り組んでおり、現在小学校2校で実行しているということで、芝生化はサッカーに限らず、子どもたちは芝生の上で遊びたくて仕方がないようだ。維持管理は苦労も多いだろうが、教育的効果は高いはずだと、この学校の先生は言っているようでございます。

また、デジタルテレビの整備ということで、今回対象というのが公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等特別支援学校、公民館などが対象となっております。対象台数は、現在、学校で教育活用されているすべてのテレビのデジタルテレビへの買い換え、クラス相当の新規購入も可能。公民館は各1台ということで、壁かけまたは専用台で設置。転倒防止等の対応が必要ということで、デジタルテレビ50インチ以上の設置方法は、電子黒板として使う考えも併用して考えるということで、専用台に据えつけるか壁かけ方式か望ましい説明をしてきましたが、教室のスペースの関係で現場から天つり方式設置したいという希望が強い場合は、天つり方式も可能とするということだね、2年後には地上デジタル放送が切りかえになりますんで、この辺もこういう補助金だね、出ている間にやっていただければと思います。

学校のICT環境の整備事業ということで、全国の補助希望総額が国の予算の総額を下回った場合は、本件の補助金額については、査定は行いません。積極的に希望されるものを申請するようお願いいたしますという通達が多分来てると思うんですけどもね、学校情報通信技術環境整備事業費補助金ということで事業総額が4,081億円ということで、あと地域活性化・経済危機対策臨時交付金が1,996億円ということで、1校当たりの平均事業費が今全国で3万7,194校あって、それを割っていきますと1校当たり1,100万円になって、それを上回っても可能だということだね、こういう臨時金や補助金が出るときにね、やっぱりやったらいいんじゃないかと思いますが、その辺をお伺いします。

議長 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まず、洋式トイレでございますが、先ほども申し上げましたが、大体、大体っていいですか、どの学校も洋式トイレはあるわけございまして、すべてではないんですけども切りかえております。今後、先ほども言いましたけれども、子どもたちがもっと洋式トイレが欲しい、欲しいっていうんですか、あった方がいいというような要望等々学校からあれば、そういった考えも持っていきたいと思いますが、一方で洋式ではできない子もあるということなものですから、要するに便座に座るという行為について、嫌うといいますかね、そういった子もいるところでございますので、洋式化はもちろん進めてまいりますけれども、これから学校の状況を聞きながらですね、もう少し洋式の方が多ければいいというのであれば、そういった切りかえもしていく、そういった柔軟な対応をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、今回のスクールニューディール、大変教育環境ということに対しての大きな事業でございます。いろいろお話しあったところでございますけれども、電子黒板等につきましては、先ほど申しました大和町では、もう既にSACOの予算で取り入れておまして各校に配布、配置されておるところでございます。

また、インターネット、失礼。コンピューター等につきましても、基準台数にはいってないところでございますけれども、子どもたちにも配布しており、今回は学校の先生方が今まだ個人のコンピューターっていいですか、そういった形での使用もあるところでございますので、そのことについて今度切りかえをして、資料の持ち出し等々でいろいろ事故なんかもほかのところではあるところでもありますので、そういったことがないようにするような整備をしたいというふうに思っておりますし、また学校の先生方のコンピューターから、今度デジタルテレビ、50インチですか、これも考えておるところでございますが、そういったものにつなげて、そして電子黒板的な使い方もできるような整備の方法も今方法として、対応として考えておる途中ではございます。

予算的にそういった形で国の補助はあるわけでございますが、この財源につきましては、2分の1がその学校情報通信の2分の1の補助、残りの2分の1は地域対策臨

時交付金等使って結構ですということですが、こちらの臨時対策交付金につきましては、ほかの学校以外のものもですね、いろいろ使う、使えるものでございますので、その辺の配分というか、そういったことを考えてやっていかなければいけないというふうに思っております。2分1のを使って2分の1単費で出せば一番いいんですけども、なかなかそれも厳しいところがございますので、その辺につきましては、全体の必要性、有効性、そういったものを考えながらやっていきたいというふうに考えておるところでございますが、今回の学校につきましては、先ほど申し上げましたとおりデジタルテレビの整備とか教員コンピューターの整備、LAN、そういったものを考えておるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)
じゃあ、よろしくお願いします。
私の方からは、これで終わります。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)
以上で、伊藤 勝君の一般質問を終わります。
5番堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)
それでは、私の方より通告しております2件・4要旨につきまして質問をいたしたいと思っております。

まず、初めに小学校・保育所の校庭などを芝生化についてでございます。

ゆとり教育のもとで学ぶ子どもたち、学力低下の不安が叫ばれているが、体力の低下は果して大丈夫なのであろうか。家の中で遊ぶことがふえた今日、子どもたちが自由に体を動かし、体力を育む環境を整備しなければならないと思います。特に本県は全国の小学5年生・中学2年生の体力運動能力調査でも、中学2年生の男子を除いて全国平均を下回っております。中でも柔軟性、瞬発性を必要とする種目が多く下回っている状況であります。

今、元気な笑い声で飛び交う学校の大草原、緑の校庭、いわゆる校庭の芝生化が全

国的に進んできております。国からの補助制度もあり、特に都心部ではかなり進んでいるようであります。本県でも美里町 旧小牛田町や仙台市の学校でも芝生化に取り組んでおり、父兄や子どもたちより好評を得ているようであります。教育の面、環境の面においても、大きなメリットがあります。子どもたちの体力の向上やけが防止にも効果があります。だれでも土は痛いという印象がありますが、芝生の校庭では、はだして駆け回ったり、少々転んだくらいではクッションの効果があるので、すり傷、切り傷ができません。保健室へ来る子どもたちも減ったとの調査結果も出ております。また、積極的に外遊びもするようになり、運動が機敏になり、運動能力の向上と体力増強が大いに期待されます。また、芝生に身近に触れることにより芝生を通じて地球温暖化のことやヒートアイランド現象のこと、植物との共存、虫などの生態系など環境教育のテーマとしての題材にすることもできます。さらには、学校周辺への環境改善もされます。校庭が雨で砂や土が流されたり、風で砂ぼこりが飛散することも緑化することで防止でき、多くの効果があります。

本町でも、これまでも学校給食センターの調理場に大和中学校の校庭の砂が飛んでくる、また鶴巣ふれあいセンターのグラウンドの砂が雨で流れるということで質疑もありました。また、保育所の遊び場では水たまりができ、虫が発生することもありました。吉田でも先月23日、小学校の運動会があり出席しましたが、スタート・ゴール地点の側が陥没してるところがあり、高低差が甚だしく、校庭の半分は風が吹くと砂が飛んでいき、周辺に大変な迷惑をかけております。

子どもたちは21世紀を担う大切な宝であり、やがて世界を舞台にして活躍する人材でもあります。その教育的見地から見ても、これは自然環境の大切さを教える身近な教材にもなり、維持管理の苦労は子どもたちに協力させることによって、その一翼を担っているという思いを共有させることになり、芝生を育てる大切さが身についてくるものと考えます。そうした意味合いにおいても、校庭を初め保育所、公園など芝生化を進めてはどうか、町長の所見を伺うものであります。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
小学校・保育所等の芝生化についてでございました。緑の芝生が健康保全や環境保

全を初め教育上により効果があることはよく知られたところでありまして、芝生化によりまして、議員ご指摘の砂じんの飛散、土砂の流出、ぬかるみなどの問題が解決されることもあると思います。国も補助金によりまして校庭の芝生化に取り組み、普及を進めておりますが、余り進んでいないのが実態でございます。宮城県では、県内では小中学校合わせて10校で芝生化がされております。

芝生化が進まない原因といたしましては、土壌づくり、排水設備、自動散水設置の工事費や芝刈り機械、消毒等の動力噴霧器、エアレーション等の機械が高額になることや芝刈り機、施肥、散水などの維持管理が大変であることなど、労力と経費の確保が難しいということでございます。

町といたしましては、保育所・小学校の芝生化に取り組む条件としまして、当初の工事費や設備投資のみならず、維持管理経費の軽減であり、さらに児童生徒による激しい使用に耐えられる芝生が確保できるのか検証が必要になってくると考えております。

なお、公園につきましては、公園の利用計画に基づき芝生を植生して利用に供しておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

今、ただいまご答弁をいただきましたが、全国のですね、小学校の数が2万 2,197校あるわけでございますが、その中で芝生化されているのが 873校ですね、全体の4%でございます。そして、小中高校を合わせますと約 1,500校で実施している状況でございます。東北の公立の小学校、中学校でございますが、約 186校ほどあるわけでございますが、その中でですね、秋田県は小学校が62校、中学校が36校と98校になっているわけでございますが、宮城県は10校だけでございます。

この秋田県はですね、体力テストでもですね、こういった芝の上でですね、運動することによって大分そういった身体能力、体力アップにもつながっているのではないかなと思うんですが、その辺町長はどのように考えてるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
芝生の校庭によって出る機会が多いということなんでしょうか、そういったものが全くないわけではないというふうには思います。

ただ、何ていいますか、子どもたちが遊ぶ部分について、遊ぶっていいですか、校庭ですね、遊ぶことによる体力のつけ方、部活と違った形で自然の環境の中で遊ぶということですから芝生も必要なんでしょうが、例えば常に学校に通う際に歩いて通うとか、そういったことも必要なのではないかなという気はします。もちろん交通事故とかそういった部分の心配も考えられるわけですが、生活の基本としてそういった本来ある、本来あるべきつつたらおかしいんですけども、そういったね、通って体力を自然とつくとかですね、そういったことの影響といいますか、そういったことも最近余りないような感じもしますので、そういったことによって体力が落ちてきてる部分なんかもあるのではないかなというふうに思いもしております。

議 長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

やはりこの芝生にするということは、見ますと、やっぱり維持管理がね、非常に大変だということが第一の難点だと思うわけですが、今ですね、鳥取方式というものがございまして、6年前ですね、鳥取に在住のね、ニュージーランド人・ニールスミスという人がいるわけですが、今ですね、1平方メートル、平米、平米ですね、に4カ所、田植えのようにポットで植えました。そうしますと40日ぐらいで一面がね、芝生化されました。これはまさに画期的な本当にすばらしいものだなと、私聞いてきました。そしてですね、材料費も1平米当たり100円ぐらいで済むそうでございます。こんなにね、安いあれもないような気もするんです。一般的な競技場だと1平米当たり2,000円から3,000円ぐらいはかかる場所もあると思いますが、今そういったね、方式もあるということもあるんですが、町長どのように考えますか。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

その鳥取方式というのは私もちょっと新聞記事等で読まさせてもらっております。芝の種類違うんでしょうかね。1平米に四つでばっとふえるということ、これはすごいなと思いますけれども、芝生えた後の管理とかですね、そういったことについてのいろいろ難しさは、これ鳥取だけではないと思うんですけれども、あるのではないかと。

例えば公園管理をする場合ですね、公園の除草剤なり殺虫剤なり、そういったものの散布をいたします。そのときには、散布中ですという札を出しましてだれも入らないようにお知らせをする、場合によっては隣近所までご説明をする。また、あえて色のついたものを散布しまして、ここにまいたというような報告もする。そういった中で公社などは管理をしております。そして、その中でもそういったところでやった後に、今度は例えば犬が散歩をするとか、そういったときに色がついたとかですね、そのことによって薬の心配ないのかと、そういった問い合わせもある状況がございます。そういったことも管理上いろいろ難しさが出てくるんだと思ひまして、そういった課題も当然出てくるんだらうなと。

この鳥取方式につきましても、その辺ちょっと具体的にわかりませんが、この鳥取方式というのは確かに画期的で、そういった費用、最初の費用の部分についてはいいんでしょうけれども、その辺の難しさ、難しさっていうか、薬の課題は当然出てくるんだらうなということがあります。

あと、芝生の場合ですと、どうしても排水溝、排水ですね。土の、土壤の排水、これがよくないと根腐れを起こすとかですね、そのことによって病気が発生するとか、そういったこともございますので、どこでもそれがうまくいくかどうかという部分については、研究する必要があるんだらうなというふうに思います。

この鳥取方式、議員お話のとおり、そういった安価で、そして手入れを比較的簡単にといいですかね、ということであるということは聞いておりますが、ちょっとこういうものについては、今後少しその後の管理とかそういったものについても研究をしてみる、研究といいですか、勉強してみる価値はあるというふうには思います。

議 長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

私、大崎の議会の方に行ってちょっと代表質疑聞いてきたんですが、会派でね、鳥取に行って調査してきたらしいんですが、これを大崎市長もですね、鹿島台のすくすくセンターで、実験してみたいようなお話もされておったわけでございます。

確かにこれはね、本当に雑草も出ますけれども、それも構わないでどんどん刈っていくような、そんな方式みたいです。だから、普通の公園だの平米当たり20円とか50円とか、そんなに安いような単価でもやっているようです。ぜひですね、保育所の水たまりなんかいろいろ虫なんか出て、一時ね、そんなお話も出ましたので、そういったところへのね、対策に使ってはどうか、もう一度だけ伺いたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

保育所の水たまりというお話でございますが、先ほど吉田も何か水たまりがあるというお話でございましたけれども、そういったものにつきましては、砂を入れるなり、そういった形でまずやっておく必要があるんだろうなというふうに思います。そこにだけ芝を植えるというわけにもまいりませんし、そういった、この間確かに水たまりになって蚊、蚊っていいですか、ボウフラといいですか、そういったものがあつたところでございますが、そういったものについては、まず早速砂等入れて水たまりができないような整地をするということが基本だというふうに思ってます。

この鳥取方式とかそういったものについて、先ほども申しましたけれども、こういった方法、こういった形でやっておられるのか、私もちょっとこの新聞の記事でしか存じておりません。今後、先ほども言いましたけれども勉強してみたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

ぜひね、検討してもらいたと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

2件目の、七ツ森湖畔の湖畔公園の整備の充実とPRの強化についてを質問いたします。

南川ダムには、毎年多くの老若男女が観光や買い物、写真撮影、絵描き、魚釣りなどにバス、マイカー、バイク、自転車で訪れております。その中には子ども連れの家族もよく目にいたします。南川ダムは仙台市から30分と本当に近場の湖畔公園なので来やすいところでもあります。桜の花見、連休が終わると、少し夏休みまでの間は入り客も減少してしまうので、年間通して観光客が訪れる観光地にするには、もう少し設備の充実を図るべきだと思います。四阿、ベンチはありますが、テニスコートはテニスブームも終わってしまい、使用されているのが見られない状態であります。観光客に楽しい時間、思い出をつくってもらい、そしてもう一度来てもらえるよう点検すべきと思うので、次の3要旨について伺いをいたします。

1要旨目の、せっかく子ども連れで来ても芝生の上で寝そべって遊んだり、アスファルトの上で遊ぶにしても遊具を持って来なかったときなど、子どもはあきてしまい、花野果でソフトクリーム買って帰ってしまうことも大分あるようでございます。親子を引きとめておくには、子どもの遊具が必要と思われるので、湖畔公園に一つもないようですので、自動車のタイヤを利用してつくったものや、ジャングルジムあるいは湖畔公園なので水鳥をイメージし、白鳥やアヒルといった乗り物などの遊具の設置を望む声もあり、設置の考えはどうか、伺いをしたいと思います。

それから、2要旨目、若者などからエレキギターやドラム、トランペットなど楽器の演奏ができる野外ステージを設置してほしいとの声がございます。また、毎年4月に行っている「七ツ森湖畔公園花まつり」も、ことしで10回目を迎え、約3,800人が訪れました。しかし、イベントはこの花まつりだけあります。町内には民謡を習っている人たちが発表の場を探しており、民謡発表会や大会などの新たなイベントを進めるためにも野外ステージを設置してはどうか、伺いをします。

それから、3要旨目の、全国お立ち酒大会を本町で開催してからことしで23回目となり、全国にも知れ渡っていると思います。難波はお立ち酒の発祥の地でもあります。全国お立ち酒大会をより多くの人に知っていただく、さらには大和町をPRする意味において、湖畔公園の一角に音で紹介するお立ち酒の石碑を建立してはどうか。

以上、3要旨についてお伺いをするものであります。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、七ツ森湖畔公園の設備の充実とPRの強化についてでございますが、七ツ森周辺には平成20年1月から12月までの1年間に約30万人の行楽客がおいでになりまして、前年比約2%・6,000人が増加しておりまして、ここ数年30万人近くの方々を訪れていただいております。去る4月29日に開催いたしました「七ツ森湖畔公園花まつり」におきましても、約3,800人のお客様がお見えになり、南川湖畔生産物直売所「花野果ひろば」の1日当たりの売り上げも過去最高を記録した次第でございます。

おいでになるお客様でございますけれども、地元はもちろんでありますが、仙台市や富谷町周辺の方が多く状況で、季節によって違いはありますが、全体的には自然散策等を目的とした比較的年配の方が多く見受けられます。行楽客の約7割が「花野果ひろば」、「立輪水辺公園」、「ダム資料館」、「蛇石せせらぎ公園」となっております。

要旨の1の子どもの遊具を設置しては、とのことでございますけれども、子どもの遊具としましては四十八滝運動公園にブランコ2基が設置されております。児童遊園のような形態を有してないことから遊具の設置義務はないところでございますけれども、安全が確保できて集客に結びつく必要があれば考えてまいりたいというふうに思っています。

次に、要旨2番目の野外ステージを設置してはどうかとのご質問でありましたが、「七ツ森湖畔公園花まつり」につきましては、地元建設会社の方をお願いをいたしまして臨時の特設ステージにより開催をいたしました。ステージは1日ででき上がる18平方メートル程度で、客席として利用した芝生とマッチングし、音響設備も1時間程度で設置できるコンパクトなものでしたが、全体的には場所の雰囲気になじんで十分対応できたのではないかとこのように思っております。また、マイクの音は立輪水辺公園からダム資料館にも聞こえたとのことでありまして、まあ風向きにもよるところでございますけれども、周辺にもよく響く音域かと認識しております。周辺からは音楽などに誘われて会場に見えた方もおられたと聞いております。

野外ステージの設置につきましては、若者たちの楽器演奏や民謡などにも対応できる一般的なものと想定いたしますが、演奏される音が付近住民の方や観光等でおいでになった方などに配慮したものになっているのか。また、設置いたすことによる集客力がどのようなものなのかなど、環境や景観を初めとするさまざまなことを勘案いたしますと、改めて設置は、現状のところ、現状どおりの対応でよろしいのではないかというふうにも考えております。

次に、要旨3のお立ち酒をPRするための音で紹介する石碑を建立しては、との質問でございますが、全国にもそのような事例があることは認識しております。PR方法、手法としましては、まことに意を得たものと考えますが、主として名の知れた観光地に多いようでありまして、観光がメインで、あわせて音で紹介する石碑が附属的に建立されている状況ではないかというふうに思います。

このようなことから、将来の周辺整備が生じた場合に集客を図る目的での設置は考慮すべきと思いますが、現時点は、まだその段階ではないというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

この遊具ですが、通告ではですね、1基もないと通告したわけでございますが、いろいろ調査してみますとテニスコートのわきにですね、2基ほどございました。あそこはですね、グラウンドゴルフのお年寄りの方や若い人たちが主に行くところで、なかなか子ども連れの人たちは余り私も見たことがないので、ちょっと見失ってしまったので、改めてダム周辺を調査をいたしました。現在ブランコ2基ということでございますが、私はですね、いろんな人たちからですね、あそこにやっぱり子どもたちの遊ぶね、遊具ね、あってもいいんじゃないのっていう本当にお話し聞きます。とにかく親がですね、目を離しても子どもがけがをしなければそれでいいのかなと思うんですが、そういった遊具も大分あると思います。そういった遊具の設置などを、町長はどのように考えてつか、その辺まず初めにお伺いをしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどもお話したところでございますけれども、あそこに来る目的が基本的にそういった遊園地に来るのとはまた違う目的はあると思いますが、子どもさんですので、そういった遊びたい部分も出てくることも考えられると思います。ああいう広いところでございますし、管理といいますかね、安全の部分で、その辺がしっかりできる場所、そういった安全が確保できること、そしてそのことがお客さん呼ぶことに、呼ぶ、集客に結びつく必要性があるとすれば、そのことは考えてまいりたいというふうに思います。

5 番 (堀籠英雄君)

ぜひですね、望んでる人たちも大分おるようでございますので、ぜひとも検討してもらいたいと思います。そしてですね、あそこでバードウォッチングをしたりですね、あといろんなリース的なね、乗り物なんかもあると思いますので、ぜひね、検討してはどうかと思いますけれども、もし答弁がありましたらお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

すみません。ちょっとご質問、バードウォッチングっていうのは鳥を見にくるやつですね。自然の鳥を。もう一つ技術的な……（「ダムにいるカモとか何かも調査……」の声あり）あっ、調査。はあ。町として調査という……（発言者あり）バードウォッチング、よくお好きな方がですね、来て、見て、こういうのがあるという自然を楽しまれる、これをあそこでやるということはやぶさかでないと思いますし、そのことは別に規制をするわけでも何でもございませぬので、大変結構なことだと思います。

ただ、町の方で何がいるかを調査するという意味なんでしょうか。（「望遠鏡？」「バードウォッチングできる箇所」の声あり）ああ箇所。箇所っていいですか、例えば白鳥が来る場所とかですね、えづけしてるとかっていうのであれば、その場所ということはあれなんだろうけれども、バードウォッチングっていった場合には、一般的には1カ所見るんでなくて人間がいろいろ回ってもらって見るというふうなイメー

ジがあるんですけども、加瀬沼でなくて何だ、あっちの方に場所を決めてですね、そこで写真をとるとかそういったところはあるようでございますが、南川ダムの場合は、ちょっと今のところここにいっぱい鳥が集まっているという状況でもないようですので、その辺はちょっと、まあ今のところそういう、どこに必要なのか、ちょっと私もピンと来ないところなんですけれどもね。

5 番 (堀籠英雄君)

最近はですね……(「もっとあんの」の声あり)はい。最近はですね……。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

最近はですね、温暖化でダムの氷も全然凍らなくなって鳥たちがたくさん来ております。ぜひね、そういった計測できるようなところもね、つくってどうかと思います。

それでは、2番目に入ります。野外ステージですね、これもやはり若い人たちから私いろいろ要望受けました。どうしても景観を損ねるといった、そういった意味が、だれしものがね、思うかもしれませんが、私、花野果の駐車場のちょうどコーナーあたりだと対岸から見ても決して悪くは見えないように思いました。別に特別な大きなものをつくれって言ってんではないんです。本当に簡単なものでいいですからね、そういうものでいいですから、ぜひね、いろんな若い人たちなり、あと踊りだの歌だの何だのいろんなね、多目的にやれるようなね、ものを、そしてイベント、本当に花まつり一回だけなので、ぜひそういったイベントもできるようなものをつくってはどうかと思うんですけども、町長、考えをお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

常設の野外ステージという意味なんだというふうに思います。どういった形で使う

のか、どういった方々が使用するのか、そういったこともあるんでしょうし、あとはさっきも言いましたけれどもああいう場所は不特定多数の方々が来られるものですから、ある一定のものに特化したものをやった場合にですね、そういった方々の周りに対する、周りにお客さん、周りのお客さんですね、そのコンサートに来る以外のお客さんに対する考え方とか、野外音楽堂というのは意外にその辺難しさはあるというふうに思います。あと、維持管理ということもありますし、あとは音響とかそういったものは当然出てくるんだと思いますし、そういった部分を考えると定期的な演奏会とかそういう部分で使うものではないと思いますので、そうなってきますと使用頻度っていいですかね、そういったことについてもいろいろ課題が出てくるだろうと。花野果ひろばの花まつりのときのああいったものは簡易的なものでございまして、ああいった形のものが、かえって移動が可能なものの方があの場にはふさわしいんじゃないかというふうには考えておりますけれども。

議 長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

将来前向きに考えてもらいたいと思います。

それでは、3要旨目の記念碑、この記念碑はですね、全国の観光地などを見て歩くとですね、その地の名の知れた歌や歌詞などのですね、石碑があつて、ボタンなどを押すと歌が流れてくるところが多いようでございます。私も先日、亶理町の鳥の海に行ってきました。そこにはですね、えんころ節記念碑というものがございまして、船にですね、帆をつけた立派な記念碑が建っておりました。私も初めて行ったんですが、本当にね、あれもですね、あれはボタンでなく足で踏むと音がね、歌が流れてくる石碑でございました。それからですね、福島県に行くそうですね、塩屋岬ね、これは美空ひばりのみだれ髪が悲しそうに流れてきます。本町でもですね、ぜひ町をPR、そしてお立ち酒をPRする意味においてもですね、ダムの一隅に花嫁姿のね、石碑でも建ててはどうかと思うんですが、町長はどう思いますか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

こういった石碑等々いろいろあるようでございますけれども、訪れる方は、この石碑を見にくるのではなくて、観光地なり、そこに来て自然環境とか見た、そのときにセットで、例えば津軽海峡冬景色とかですね、竜飛に行ったときに海から北海道眺めに行つて、そのときに歌もあったなというときにそこにあるというようなことで、石碑を見にお客さんが行くのではなくて、そっちをメインに行くのではないかというような思いもあります。いろんな形でそういった石碑等々、あとは記念碑というんでしょうか、そういうのもあるのを存じておりますけれども、これも何か石碑とかつていうのは、やっぱり何か次の記念のときとかですね、ということで何か何周年記念とか、または何とか記念とかというような記念的なもの、意味合いもあって建てるんだというふうに思いますので、それを建てることによってお客さんが来るということは、もちろん考えられるとは思いますが、そういった、何ていいますか、機会といいますが、チャンスといいますが、そういったものも大事なんではないかというふうに思うんですね。いつでもということではなくて、やっぱりそういった将来的にあの地域をもう少し、もう一歩ランクアップをぐっと図るとかですね、そういった機会というのも大切ではないかというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

このお立ち酒もですね、ことし23回、再来年が25回と記念すべき大会にもなります。大和町もね、来年ですか、55周年。記念すべき年にぜひね、やってもらう考えはございませんか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その25回、55回がそういった大きな記念碑等のあれに当たるのかどうかという判断もあるというふうに思いますけれども、まあこういうのはいろんな方々のそういった

後押ししていいですかね、多くの方々の声があったりですね、いろんな全体の盛り上がりっていいですかね、そういったことも必要なんだろうと思います。

議長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)
ご期待をしまして、終わります。

議長 (大須賀 啓君)
以上で、堀籠英雄君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後3時16分 休憩
午後3時25分 再開

議長 (大須賀 啓君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)
質問通告に従いまして、3要旨について質問いたします。
この3月にも聞いたことの続き、3月よりもまた状況が悪くなっているという中でどのような状況かということでお尋ねをいたします。
大企業による派遣切り、それから雇いどめは、厚生労働省の調べで昨年10月から6月というような予定のことでしょうけれども、6月まで調べたところでは20万7,000人ですかね。700人かな。ということで、それから業界団体の調べでは3月末まで、これ倍なんですけれども、40万人を超える、業界団体というのは、いわゆる派遣業界ということだと思わんですけれども、40万人。厚生労働省の調べの倍の数字ですけれども、そういう数字が上がっております。それから、ハローワーク大和の有効求人倍

率、直近では昨年の5月が一番高く0.81ということだったんですけども、それで3月議会の段階では1月までの数字ということで、そのときには0.52ということでした。それが今の4月末ですね、それから4月末には求人倍率0.33ということで1年前に比べると約半分、まあ0.8から0.3ですので、まあ悪いのが余計悪くなったということですけども、そういう状況です。

そういう中で日本共産党ずうっと追求してるんですけども、経済危機の中で今までですと生産調整や一時帰休、あるいは希望退職などということをやっても、いきなり首切りという状況ではなかったわけですけども、今回の昨年来からの経済危機の中ではいきなり派遣労働者の大量解雇という状況が余計に不況に輪をかけていると思われるところです。

そういう中で大手のところでは株主配当に6兆円を超えるというような予想がされるということで、景気が悪くなったからといって真っ先に労働者を解雇するというのは資本主義としても墮落しているということで、これはトヨタ労働者の、トヨタ自動車ですね。トヨタ自動車の幹部の話し合いの中でもですね、指摘をしてるところでございます。

そういう中で今回の質問、要するに3月とほとんど重なる質問ではございますが、年度末において町内企業における就労状況はどのようになってるか。それから、2点目として黒川高校の就職状況について。それから、3点目に緊急雇用対策事業の現状についてお尋ねいたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、藤巻議員の質問にお答えします。

まず、要旨の1番目でございますが、昨年度末におけます町内企業の就労状況につきましては、仙台公共職業安定所大和出張所管内の新規学卒者を除く有効求人倍率、これは0.45というふうになっておりまして、依然として下落傾向にある中、町内の主な製造業の就労状況につきましては、正規社員数では前年同期と比較しまして95%程度を確保しております。また、非正規社員数につきましても、同様に71%程度の雇用が確保されておりまして、全体で89%なことから総じて安定したといえますか、ほか

と比べればそういった状況、雇用状況にあるものと思われます。

ただし、景気の動向は一部の企業におかれましては、在庫調整がほぼ完了し、一時の最悪期は脱したとの報道もありますが、依然といたしまして厳しい雇用環境にあることは否めませんので、関係機関と連携を図りながら「大和町企業等連絡懇話会」や「大栄会」、これは仙台北部中核工業団地内企業連絡協議会でございますが、の席上で引き続き雇用の確保に努めていただきますようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、黒川高校の就職状況についてでございますが、3月定例議会でも議員の質問にお答えしておりますように106名の就職希望者に対しまして就職者が96名と就職率は91%となっております。また、内定の取り消し等は発生していないと、していない状況とのことでございます。

続きまして、緊急雇用対策事業につきましては、平成20年度の国の第2次補正予算で、国からの交付金により県が基金を造成して、この基金を原資に県及び市町村で雇用対策を行うこととされておりました、3月定例議会でも議員の質問にお答えしておりますとおり、本年度当初予算におきまして「ふるさと雇用再生特別基金事業」により1,827万1,000円の事業費を計上いたしまして、1年以上の長期雇用による失業者の支援を図ることとしております。さらに、国の本年度補正予算によりまして交付金の増額が認められ、緊急雇用創出事業によりまして3,055万5,000円の事業を本議会に補正予算として提出するところでございまして、6カ月未満の短期雇用により失業者の支援を図ることとしております。

この二つの事業につきましては、今年度より3カ年間継続されることとされておりました、本町におけます総事業費は1億3,100万円ほどを予定しておりました、本事業により延べ64名の新たな失業者の雇用が確保される見込みとなっております。このような事業の効率的な執行と関係機関と連携を緊密に図り、失業者の雇用確保に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

まず、第1点目でございますけれども、今町長の答弁の中で有効求人倍率、これ多

分古いやつだと思う、古いつていうか、多分4月段階、3月が0.45だと思うんです。で、4月が0.33ということで、さらに今の状況、6月1日発表のやつですけれども、0.33に大和公共職業安定所の有効求人倍率なっております。そういう中で答弁としてそういう判断になるのかというのがちょっとわからないところだったんですけども、正規社員で5%、前年同期と比べてですね、それから非正規社員では30%、引き算をしますと30%の雇用がなくなっているという数字、全体でも11%、昨年同期と比べて働く方が少なくなっているという数字になるんだらうと思うんです。で、これちょっとパーセンテージで出されるとどのようなものなのか、もし実数がわかれば実数でお知らせいただければと思います。出ますでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
これはすべての企業さんではないのですが、主な企業さんの聞き取り調査といえますか、という中でございますけれども、正規社員で、合計、合計ですが、68名の減、非正規社員で147名の前年比、対前年減ということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)
はい、ありがとうございます。
基数は、ちょっとあれですけども、以前の数字だと64社にということでしたけれども、あっ、すみません。分散で申しわけないですけども、何社に聞き取りしたのでしょうか。わかりますか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
これは全部ではございません。10社程度でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

10社で、まあ大きい会社・小さい会社、ちょっとあるんだろうと思うんですけども、10社の中で正社員で68人、それから非正規っていうんですかね、の方で147人の方が失業なされてるということで、やはりこれは合わせると200人ということで、まあ安定した雇用という状況と言えるのかどうか、もちろん町とすれば、ねえ、町が直接雇うのじゃないので、それ以上のことは言えないと思うんですけども、いうことでは大変な事態であるって認識に立たれた方がいいというふうに思われるんですが、その認識についてだけお聞きいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これまでの、先ほどの0.33とかですね、求人率ですね。そういったものから比べれば数字的に、まあ安定してるって表現、ちょっとあれだったかもしれませんが、そこから比べれば比較的、比較的っていうか、それから比べればは、雇用については、企業さんが努力されているなという判断をしたところでございます。

なお、会社によってはですね、今回だけではなくて年度末とかに切りかわったりして人が移るということは、何ていいますか、事業計画の中では毎年そういった波といいますかね、そういったことがある会社もあるということでございますので、一概にすべてがこの不景気の中でなった部分でない部分も入ってることもお含みおきいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

ということで、少なくとも10社という中で合わせて200人を超える雇用がなくなった

というのは、そうは言っても大変な事態であるというふうに私は判断をします。

それから、2要旨目についてお尋ねをいたします。

そうすると、3月議会でも尋ねたところですけども、10名については、要するに就職浪人というんですかね、そういう状況にあるんだろうと思います。それで、3要旨目でちょっと、引き続き3要旨目の方に移っていくところなんですけれども、そういう中で事業によって64名の雇用が確保される見込みというふうな答弁でございました。もう6月なんですけれども、実際に就労されているあるいは募集とかそういう実際はどうなんでしょうか。

それと、まとめてお聞きしますけれども、その方々、収入とするとどのぐらい入れるのか。あるいは、もう一つ言うと、ここの中に高卒の10人とかですね、そういった方々も入れるような仕事っていうんですかね、そういった業種としてはどういったものなのか、まとめてお聞きしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これにつきましては、一つ目につきましては、小学校の学級支援サポーターということでございますし、また学校図書支援配置ということでございまして、ここに合わせて8人、3カ年で24人ということでございます。

それから、都市公園の遊具塗装等によります雇用とあと公共財産台帳基礎データ作成事業、また文書リスト作成及び保管文書管理事業、大和町保育所保育派遣委託業務、児童学習支援配置事業ということでございます。これらは補正ということでまだあれですが、先ほど前に言った二つにつきましては、前年度の補正で入っておりますので、後から申し上げた部分につきましては、今議会の方にご提案を申し上げる予定でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

そうしますと、具体的には今回の議会の終わった後、それから前年、まあ図書支援

とそれともう一つ何だっけな、何とかサポーターについては、やれるということというふうにお聞きしました。

そういう中で、当面、ちょっと気になっていたのは、高卒10人という方々もそういった中には含まれる可能性、まあ本人の動向もあるとは思いますが、というのは具体、実際には収入面とかも含めて可能なんでしょうかね。ちょっと気になったところですので、お願いします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
今回の場合は、基本的に失業者を対象というふうになっております。おっしゃる新規卒業者で就職のまだ決まらない子が対象には、基本的には失業者の方ということですので、その辺についてはちょっと、どうなんでしょう。

ただ、町の方でこの学校のこの子をというような言い方は、これできませんもんですから、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)
もちろんあの子、この子ということじゃなくて、応募に応じた、募集した場合、どうなのかなということでお尋ねしました。

いずれにいたしましても、今回私の質問要旨ということでは、そういう現状についてお尋ねしたい、かったということで、ということです。

それで、あと、3月議会で私質問したもので若干あれですけども、私の家に10日ほどいた方が、のお話をしましたけれども、後日談がございまして、体を壊してなかなか、まあ今でも勤めてはいらっしゃるんですけども、いわばほとんど収入がない時期があったと。今は働いてますけれども、ということで、社会福祉協議会に相談に行ったということで、何とか超低空飛行でつないでいる状況ですということで、3月議会にもお話というか、質問をしたところですけども、これはちょっと町のです

ね、たまたまというか、本当に町に行ってくれればいいけれども、私を知ってるから私のところに真っ先に来るのはしょうがないんですけども、本来は町あるいは社会福祉協議会というののPRっていうんですかね、大変だったらいつでもおいでなさいよというのは、本来町の仕事なのだろうなというふうには、私、どなたでもいらっしゃいと、大変な時は頼ってらっしゃいという、そういう窓口の態勢っていうんですかね、来ないのはしょうがないやじゃなくて、そういったことについて要望だけしておきたいと思うんですが、ちょっと趣旨とちょっと違うので申しわけないんですけども、町長ひとつお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

藤巻さん、通告外ですしね、これは3月にも町長答弁してるんで、ねえ、ご理解ください。(「終わります」の声あり)

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

それでは、質問をさせていただきます。

まず、広報たいわについてお伺いをします。

広報たいわ、毎月1回発行し、町政について住民に対して周知すべき事柄、産業・文化・経済等生活の向上に資する事項、その他町が必要と認める事項の範囲で全世帯に配布すると、これは大和町の広報についての規定というものをつくられて、それののっとなって発行されているということでもあります。

一方で、電子化が進みましてインターネットを通じて町の情報を得るというようなことを想定し、現在はその広報についても画面上で、その環境のある方については、ごらんになれるという状況があるわけでありまして。しかし、それはない方にとっては情報得る機会を失ってるということで格差として、これも一方では課題かなというふうに考えております。

そういった中で、町政、特に町からの情報伝達ツールとしては、唯一の大切な媒体ということで位置づけされておるわけでありまして、現在の発行している広報紙については、健常者を前提としたというものであって、今回取り上げておりますように障害者の中の特に目の不自由な方については、全く機能しないものとなっております現状で

あります。このことについては、編集を担当されてる方は特にお悩みをお持ちで毎回毎回発行されてるんだらうというふうに思うんですが、これはもう環境的にはですね、それに対応するようなものをおつくりになるべきではないだろうかという観点から今回取り上げさせていただきました。

要するに点字もしくは音声、テープですね、による広報の発行について、発行を前提とした検討を進めるべきではないかというふうに思いますので、所見を伺います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、点字や音声による広報紙の発行に関するご質問にお答えをします。

現在、「広報たいわ」につきましては、町内の全世帯と企業などへ配布をしております。その印刷部数 8,500部でございます、町の最大の広報手段となっております。また、1年前までの広報紙を電子データとして町のホームページへも掲載して、広く情報の提供にも努めております。しかし、現在は印刷物としての広報紙の発行でありまして、そのため、文字による情報の入手が困難な視覚障害者の方へは、十分な情報をお知らせすることができなかつた面がございまして、議員のお話のとおりでございます。

そのため、その広報手段としては広報紙を点訳した点字の広報紙や広報紙の内容を録音した声の広報紙の発行が考えられますが、県内では宮城県と仙台市、名取市がその取り組みを行ってる状況にあります。今後は、視覚障害者の方が求める広報媒体のご意見を伺いながら、広報紙などの地域生活を送る上での必要な情報の提供とその支援方法について検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、まずお伺いをいたしますのは、現在、大和町にお住まいの方の中で

ね、視覚障害をお持ちの方の状況を、どのように把握なされているのか。そして、また、点字について判読できる能力を持った視覚障害者がどのぐらいいらっしゃるのか、もしわかれば現状をお聞かせいただきたい。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)
視覚障害者につきましては、現在51名と把握しております。内訳としまして1級の方が16人、2級の方が12人、3級から6級の方が25人ということで把握しております。しかし、申しわけございません。その点字の読める方の数は、ちょっと把握しておりません。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
実数を今伺ったわけでございますが、これについて、51名ということで私も承知をしておるところでございます。これを年代別で見ますと、15歳から17歳で1人、30歳から39歳で3名、40歳から49歳で1名、50歳から59歳で6名、60から64で5名、65から69歳で3名、70から74歳で7名、75歳から79歳で8名、80歳から89歳で13名、90歳超で4名ということのようでございます。

で、後段でお伺いをしたわけでありますが、その中で点字を判読できる方ということですね、私なりの調査をしたところではですね、先ほどの実数にもありますように高齢者が多いということもあってですね、点字を理解できる方って、もうほとんどいらっしゃらないかもしれないという、まあ若い方は今学ばれていらっしゃる方も結構いらっしゃるのかもしれませんが、言ってみれば今回提言をしている点字の部分についてはですね、読めない場合もあるということですね、その有効性については読めることが前提、これは当然のことです。

しかし、この課題を、提言をしているベースになるものとしてですね、要するに視覚障害者ご本人も今言ったように点字を学ばれるという機会を得るという動機づ

け、情報を知るためにはですね、そういうものを知るというための技術を身につけるということとともにですね、そういったものをつくるサークル、例えば点字打ってそういう刊行物等を、有償あるいは無償か、そういったことも含めてですね、点字にかえて障害者の方に提供することができる人材を育てると。あるいはテープの場合には、読み聞かせをしていらっしゃるグループなり朗読サークルなりですね、そういった方々にそういう社会貢献をしていただく機会をさしあげると。そのことによって、町としての福祉力が上がる、町全体として上がるという側面が、まず一つあるのではないかというふうに私は考えるところであります。

ここにほかの町でやってる、私取り寄せてみたんですが、ここは毎月2回点字の広報紙をお出しになってるところなんですが、ここは授産施設にですね、これを受託をしていただいて、これをつくっていただいと。町から委託をしていると。このテープについても、同じくそういった観点からつくって障害者の方々に提供する広報をテープにおろしてですね、朗読をしたものをつくっていただいとということなわけです。

ですから、そういったことで先ほど申し上げましたように、提供する側の人材の育成、そして障害持ってらっしゃる方もそういうものを学ぶ機会を得るといようなことも含めてですね、検討するべきだろうし、町として推進するに当たっては、さまざまな波及効果を得られるのではないかというふうに思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

進める方法といいますか、ということだというふうに思うんですけども、先ほども申しましたけれども、今どういう形での情報提供が求められているのか、受け入れる側ですね、障害者の方々が。先ほどお話のとおり点字について、点字、あれは読むというんでしょうか、そういった技術をお持ちでない方の場合は聞くとかという方法になってくるんだというふうに思いますし、今現在も多分今の広報はそういった形でそういった方々には向いてないものでございますから、今例えば家族の方から聞かしてもらってるとか、そういったこともあるんだと思いますし、またそういったことで

今後こういった形でそういったものに、そういったものを必要とするかといいますかね、点字がいいのか、またはそういったテープがいいのか、そういったこと、いろいろそれぞれの人の考え方があるんだと思いますけれども、そういったところの調査といいますか、これがまず第一なんだろうというふうに思います。その中でそういった点字を求められるということであれば点字の方法、さっきおっしゃったような点字を打つ人を今度、まあ専門的には障害者センターとかあるようではございますが、そういった方々は最初にしても、そういったものをだんだん地元でもやれる人を育てるとかですね、先ほど読み聞かせの問題とか、そういったこともやっていく方法というのは、次の段階で出てくるんだというふうに思っておりますが、まず先ほど51名の方の中で何名がそういったものが必要なのか。まあ1級の方が基本的になるんでしょうか、そういった点字とかそういうものね。そういった中で、そういった意向調査っていったらおかしいですけども、そういったことがまず必要なんだろうなというふうに思います。それにのっかって今後次の段階として、まあ同時並行でもよろしいんでしょうけれども、そういった望まれるものをまず提供するということですね。今度提供する方法のいい方法をどんどん選んでいくということ、これは順番を追ってやっていくべきなんだろうなというふうに思います。

点字の場合だったら自分で読みたくないっていいですかね、そういうんで選べるんでしょうけれども、テープになると、何か考えてみるとずうっと聞いてなきゃないのかなって思ったりもするんですが、その技術的なものもあるんだと思いますけれども、そういったものも当然専門のものにはその辺できてるんだと思いますけれども、そういった研究もしなければいけないでしょうし、おっしゃるとおり平等な権利を受けてもらうための施策というものについては、考えていかなければいけないわけですし、その前段としては、やっぱりこういった形であれば、そういった方々が一番喜んで受け入れてもらえるのか、そういったものの調査といいますか、そういったことからまずスタートだというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
先ほどの51名現在いらっしゃる方ということで今お話をさせていただいたこともあ

りますけれども、もう一つはですね、町外にお住まいの方、あるいはこれからそういう障害を持った方も転入されてくる場合も当然あるわけですね。また、この広報紙の規定については、「必要と認めるところには置く」という、設置、設置しますと。例えば図書館だとかですね、そういったものについても、関係機関だとかそういったものにも置きますよという規定をされておるわけなんです。

ですから、例えば大和町の図書室ですか、あるいは宮城県図書館にも大和町の広報紙、これは定期的に閲覧できるように並んでおります。そういったところでですね、さらに点字なりテープなり、メディアとしてですね、配置をする。ですから、個別の住民の方々に対する対応のみならず、資料として置かなきゃないという観点からですね、先ほどまさにおっしゃったように利用する方の意向調査というのは、当然一義的にはありますが、それだけではなくて、今言ったように、大切な町の資料として後から振り返られるようなものとしてですね、収蔵するというような必要性も私はあるのではないかというふうに考えております。そういった観点からしますとですね、今言った一義的なことのみならずですね、広範囲での町としての判断も当然必要だというふうに思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町のデータといいますか、広報紙等々そういうところに置いておるわけですから、そういったことの多くの方々に知っていただくということ、これはもちろん大切なことだというふうに思います。そういうことから考えればそういったことも必要になってくるんですが、まず町内のお住まいの方からが大事なんではないのかなと。県の図書館とかにもそういったもの、仙台市とか名取市とかのものがあるのかもしれない。どういった需要っていいですか、その使われ方といいますかね、そういったものについても、まあ調査というわけではありませんけれども調べてみる必要もあるでしょうし、そういったことでだんだんにはそういった広がりも当然持っていく、あってもよろしいんでしょうけれども、まずスタートするとすれば、やっぱり地元の方々の、まあ地元以外の人をないがしろにするつもりはございませんけれども、やっぱりそちらから考えていくのが順番じゃないかというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

先ほどご答弁いただいた中にですね、専門的なそういう蔵書をされている施設として宮城県の視覚障害者情報センターですか、というお話をいただきました。これは昔の県図書館の跡地を、そういう視覚障害者用の情報センターとして活用されてるというふうに伺っておりますが、ここで点訳、朗読奉仕員の養成講座というものを、現在募集しております。あす、締め切りなんですけどね、これは毎年定期的にそういった方を、要するに育成しようという講座であります。で、これには町内から過去には、特に点字訳の場合は、今はパソコンを打つことによって自動的に、先ほどごらんになっていた、こういう点字にですね、置きかえることができるソフトがあつてですね。ですから、パソコンが打てれば点字翻訳ができるというパソコンが能力としてもあるわけなんですけど、そういったことに関してですね、先ほど言ったように部分的な情報かもしれませんが、私が知り得る範囲では1名、町内から自主的な、まあその方のスキルアップなのか、何かの必要性があつたのかは存じませんが、おやりに、その講習をお受けになったというお話は伺っております。

ですから、こういう情報も含めてですね、先ほど言ったように、そういう方々が積極的に参加されて、そういうものの大切さ、必要性というものを広めていかないとですね、先ほど言ったように必要だつて、一義的なもので仮に必要だという判断を受けたときに、じゃあどうすつかといったときに、その人材がまだ育ってませんというようなことにも、結果として向いてしまうというようなこともありますのでね、必要性、もちろんそうです。必要でないものはつくる必要はもちろんないのかもしれませんが、今言ったように広範囲での検討を求めたいというふうに思います。

ちなみにですね、日野市、これは先ほどのやつですが、これは月に2回発行してあるわけですが、これは1冊当たり150部、これを一回当たり発行されてるんだそうですが、1,000円、1冊当たり1,000円から発行、ページ数が多い場合には最大1,500円までというようなことでやってるようであります。ですから、まあ15万から、一回当たりですね、20万程度の予算かなと。150部ですね。ですから、まあテープに関しても、同じくそういう人材を育てながら、そういうところに作業委託というようなことですね、授産施設にお願いをしているというようなこともございます

ので、そういう先進例にもよく学んでいただいてですね、町としての方向性を早急に定めていただいて、私としては、ぜひ進めるべきではないかということをお願いしたいと思います。

今のことに関して、最終的な町長の現在の考え方をお伺いをいただきたいと、させていただきますと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
先ほど申しましたけれども、こういった情報の平等な、何ていいますか、提供とい
いますか、受ける権利といえますか、そういったことは当然であろうかと思ってお
ります。その手法としてのやり方、今お話しあったとおり、もう既にそういったことを考
えながら勉強しておられる方もおいでということでございますので、そういった
方々、どういう関係の方が、ちょっと存じ上げませんけれども、そういった方もいる
ということは非常に心強いといえますか、気もしておるところでございます。

いずれ、先ほども申しましたが、基本的に点字がいいのか何がいいのかという、そ
のご本人たちのお考え方、またそのことに基づいて読み聞かせの方々にお願いする
とか、そういった次の段階が開けていくと思いますので、その辺の障害者の方々のお気
持ちといえますかね、そういったものを、まず確認をさせていただきたいというふう
に思います。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
町長のお答えの中に平等の観点からということが再三お出になりました。言い方
を変えるとですね、やっぱり知る権利を、現在のところは満たしていないと。広報の場
合は知る権利を満たすために全世帯に発行されているということなわけでございます
ので、知る権利を満たしていない人が現実にいらっしゃるという観点からですね、十
分な検討を求めて、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、デジタル化への急速な変化が現在進んでる観点から地上デジタル放送に関するお伺いがあります。

この地上デジタル放送への切りかえに伴いまして、平成の23年、来年、再来年の7月に、この地上アナログ、現在見ているテレビですか、地上アナログシステムというんだそうですが、これが終了ということで、家庭や地方公共団体の施設等でも、それに対する対応が現在求められているところがございます。地上デジタル放送への移行完了のための「アクションプラン2008」というものを定めて、特に地方公共団体については、2010年12月までに関連施設におけるデジタル化を終了することを目標として掲げられております。この取り組み方について伺うものでございます。

まず、改めてこの地上デジタル放送というのは、どのような経緯で行われることになったのか、どのようなものなのかということをごすね、お聞かせをいただきたいと。それでなぜ必要なのかと。これを行うことによって、町民の費用負担という形でお伺いしておりますが、これは個人、家庭での個人の負担ということと町として負担をするという意味での負担ということごすね。そういったものについては、どういうものが想定されているのかお聞かせをいただきたいと。現在の大和町での今言った家庭あるいは公共施設でのデジタル化に向けた準備がどの程度進んでいらっしゃるのか。そして、その完全普及が来年の12月までと、まあ1年半というところに来ております

が、実現に向けた行動計画、可能なんでしょうかということごすね、伺うものであります。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、地上デジタルテレビへの対応でございますが、ご質問のように2001年に電波法が改正になりまして、アナログ放送による周波数の使用は10年以内に停止することになりました。これを踏まえまして作成された「放送用周波数使用計画(チャンネルプラン)」などでは、その使用期限を2011年、平成23年の7月24日までとされ、アナログ放送は2011年の7月24日に終了することになりました。

テレビ放送のデジタル化の大きな目標の一つに、電波の有効活用がございます。電

波は無限に使えるように思われるかもしれませんが、放送や通信に使えるのは一定の周波数のところだけでございまして、日本の現状はこれ以上隙間のないほどに過密に使われておりまして、アナログ放送のままではチャンネルが足りませんが、デジタル化することによってチャンネルに余裕ができ、空いたチャンネルをさらなる情報通信技術活用社会、情報化社会の進展に利用することが計画されております。

また、平成20年7月10日のデジタル放送への移行完了のため、あつ、20年7月10日のデジタル放送への移行完了のための「アクションプラン2008」におきましては、公共施設のデジタル化として国または地方公共団体の施設につきましては、平成22年12月末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むことや、受信障害への対応、廃棄・リサイクル対策などを盛り込んでおります。

本町においては、これを受けまして広報を通じ、各家庭、事業所等において地デジの準備を促すよう周知を図っております。また、あと2年と迫っておりますことから広報等を通じ、さらに啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、町民の費用負担はあるのかとのご質問でございますが、地上デジタル放送を見るためには、地上デジタルチューナー対応受信機とUHFアンテナが必要です。そのため、現在使用しているアナログテレビにおいては、デジタルチューナーを買い足す必要や、状況によってはアンテナの付け替えをするなど、その分の費用負担が発生いたしますが、これらの費用は各人の負担となるものでございます。

また、現在の大和町のデジタル化率でございますが、各家庭のテレビ保有台数や事業所等での保有台数など町が把握する状況にないために、その実態は不明であります。そのため、現在のデジタル化の普及率も把握できてないのが実情でございます。

しかし、本町の抱える公共施設におきましては、「アクションプラン2008」にありますように、平成22年12月末までに改修を進めるよう計画中でございます。また、新庁舎におきましては、移転時期を踏まえ、完全デジタル化を図る計画として進めております。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

お答えの中の、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、この普及率について把握をされていない、わからないということ、いただいているわけですが、これは一般の家庭のやつがわからないということでお答えをいただいたのか。そうじゃなくて公共施設だとか町の関係する公の施設ですね、そういったものの普及率についても現状把握されていないということなのか、お聞かせをください。

議長 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これは一般家庭ということでご理解いただきます。

議長 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、反対に言うと、町の関する範囲として町が管理をされてるものについては、当然のことながら進捗状況も把握してるということが前提ということによろしいわけですね。

それですね、先ほどのお答えの中でですね、今アクションプランに基づいた、まあ公共施設のことではありますが、今計画中でありますというお話ですが、これは公共団体の施設のデジタル化等に対する対応計画というのが、これまとめられておるわけではありますが、このことによってこの大和町の位置づけとしてはですね、地方公共団体策定済み・策定中・その他検討中などということの区分けでいきますとですね、大和町は検討中等ということで、その他、計画についてですよ、対応の計画について検討中だという状況なわけです。まあ策定に取りかかっているところで、近隣では加美町なり富谷町なり利府町なり川崎町なり、そういったところは策定中ということで報告が行ってるんですが、町としてこれおくれてるという認識はないんでしょうか、お聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
一番進んでる部分は役場の庁舎ということでございまして、5月に向けての準備、そこについては進めているところでございます。あと、それぞれのテレビ、テレビっ
ていいですか、それを切りかえるということでございまして、おくれてるといいます
か、22年の12月という目標がございまして、そこに、まあそこまでぎりぎりです
というわけではございませんけれども、やっていかなければいけないと思っております
が、予算の関係等の中では、まだ具体的になってない部分もありますので、そうい
った意味で言われれば、少しおかれてるとい認識が持たれる場合があるとすればそう
いうところではないでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
このアクションプランの要綱を見ますとですね、地方公共団体のこのデジタル化に
ついてはですね、計画の策定を行うようにということのみならずですね、あわせて各
地方団体において毎年度末時点における、この計画の達成状況を確認して公表しな
さいということをお求めしております。ですから、本来であれば、この20年末に
おいてもそういったことをしなさいよという通達に来ておるわけでございます。そ
ういったものについても、先ほど言ったように計画の、計画そのものがまだ策定に
至っていないというような現状も踏まえるとですね、想定すると、そこから考えると
全く公表に至るようなデータはできていないというふうなことになるのではないかと
いうふうに思いますが、どういう状況でしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
現状、そういうご報告という段階まではいってないところでございますから、お話
のとおりになっているのが実態でございます。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

まず、現状をまず十分に確認をした上ですね、当然思ったよりもこのデジタル化というのが進んでいないという、これは全国的にですね、そういう現状があつてですね、今さまざまな施策も矢継ぎ早に出ておるような状況でございます。先日のエコポイントに代表されるようなことも、その推進策の一つととらえられているということでもあります。しかし、このことの必要性、先ほど言ったベースとしてですね、なぜ進まないかということ、やっぱり先ほど前段の質問で申されておったように、やっぱりなぜなんだと。現状を十分に把握、理解するために調査する必要があるんだろうというふうに思います。

私が思うにですね、地デジに進まないというものに、なかなか進まないというのに多分三つぐらいのポイントがあるんだろうと思います。

要するに、一つとしてはですね、今現在テレビは不自由なく見ているということですね、見えてんだからいいんでないのかということですね、要するに地デジ化に対する基本的な認識がまだないという方が多いんだろうと。

二つ目は、これはもう経済的な理由、これを受信するためには、先ほどのお話ですとチューナーですか、チューナーの設置もしくはもともとチューナーがあるテレビを購入すると。内蔵されてるものを購入すると。チューナーですと2万円前後、テレビですと、まあ一般的な価格帯で一番売れ筋といわれるのが10万、大型になると20万、30万さまざまなんですけど、一番売れ筋で十五、六万ぐらいなんですけど、そういった出費が出てくると。

もう一つはですね、もう少し待ってれば、やっぱり進まねがら、こいつ助成金出してでも進めっかという施策が出てくんでねがというような期待を持っているというようなことが、多分今現在、まあこれは民間ベースでは、まだ半分に至ってないんでないかという調査が出てるんですね。事実私の家では地デジ対応のテレビには、まだありません。現時点では不自由してないから、そういうやはり裏づけとして、あしたにしなきゃないという印象もまだ持っておりません。ですから、そういった中ですね、今言った計画をそのまま進めるというのは、なかなか容易ではないんだろうというベースが私には見受けられますが、そういう認識に立って町としてはおられま

すか、いやそうではないんだというふうな認識でおられますか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この地デジの問題について、どれだけ進んでるかという一般的感覚といいますか、そういったものにつきましては、議員お話のとおりだというふうに思っております。本当に、まあこれは公としての立場の話ではなくてですね、個人的にもですね、まだかえてないところがございますし、私もかえてません。見えんだがらいいんじゃないかというそのとおりの状況で、私もそういうところがあるんで、多くの方々はまだそういった地デジを何でしなきゃないんだべから始まってですね、お考えがあるんじゃないかと。高平議員、その辺をあえて聞いて皆さんに知ってもらうために、ご質問の中に地デジが何で必要なんですかと最初の文章に、質問の中にお書きになったのではないかという思いもありますけれども、そのとおりああいった周波数の幅がもうなくなっていっぱいなんだよ。これからこういったますます便利な世の中にしていくためには、もう目いっぱい、これを切りかえないと次の段階に行けないんだよという認識というか、その辺の部分での受けとめ方につきましては、まだまだ余り緊張感のない受けとめ方が一般的にされてるんじゃないかというふうな思いもございます。おっしゃるとおりだと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

先ほど言った1番目の、私なりに言ったその三つのね、なかなか進まないというポイントの一つ目の、その必要性がなかなか見いだせないということは除いてですね、先ほど言った買うお金がない、要するに貧困家庭、あるいはさまざまな、それだけでなく事情、経済的な事情があって買わない、買えないという場合にはですね、これは特にNHKの受信の、NHKの対応としてはですね、800万世帯かなんかでしたっけかね、無償でチューナーをお貸ししようと。しようとする全体の中の経済的な困窮

者っていうんですか、そういった方を対象として対応も検討したらいいんじゃないかという話も出ておるようでございます。ただし、それが全体ではないわけですね。あわせてですね、町として、言ってみれば生活保護ですね、あるいはその他の事由によってなかなかそういったものが用意できないといった場合には、これは町として何か、まあ生活保護の場合は別建てのそれは対応は出てくるとは思いますが、町として何か考えるべき方々も出てきやしないかと。そういう考え方を検討する必要があるかどうかということで、認識として今どのようにお持ちになってらっしゃるのか、お聞かせをいただきたい。

議長 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)
このことにつきましては、今お話のとおりNHKの受信料無料化、全額免除世帯ですね——等につきましては、そういった制度が国の方でも現在検討中のようでございます。全額免除、例えば社会福祉施設とか公共的扶助受給者とかそういったものの検討がなされ、市町村民税非課税の障害者の方々とかそういった検討もなされてるようでございますが、まだ国の方でそういった状況で検討されてるということでございますから、その状況を見ながら町としてできることが何なのか、どこまでだったらできるのか、どこまでしなければならぬのか、そういったことは他の町村もございまずので、そういった状況も見ながらでございますけれども、考えていくことも出てくるんじゃないかというふうに思います。

議長 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
じゃあもう一つ、電波障害の発生、現在発生して、それに対して対応している地域、大和町内に何カ所かございますよね。そういったものにですね、対応すべく何か必要性があるのかどうか。そして、また、ケーブルテレビを引いてらっしゃる場合には、地デジにこれかえなくてもいいんですよ。要するに現在のテレビでそのままケ

ケーブルテレビを利用すると、アナログテレビのまんまでずうっと継続して見れるという状況もあるようですので、そういったことも踏まえてですね、現在、電波障害で対応してるような地域に対する対策というものは、どのようになさるのか、なされようとしているのか、現状のままでいいのか、その点についてお聞かせください。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)
現在、電波障害のある場所で町で対応してる部分につきましては、今の状況で映るといいますか、対応できるというふうに聞いております。今後その中でこういった、また違った障害とか出てくるかどうかわかりませんが、現在のところは、そういった対応にもうなってるといえますかね、状況でございます。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
あともう一つの手法として、先ほどのデジタル化というのの代名詞になってるインターネット回線の光ファイバー、これは民間の、この電線の通ってるところに通している、これを通じての、そこからの接続によって見れるという方法も方法論としてはあるというようなこともありますので、福祉、まあ独居者を含めたですね、福祉を必要とされる障害者等々、そういった方々にはそういう手法によるですね、接続の方法等もありますし、電話回線を利用することによってさまざまな別建てのサービスとの共用ということも検討できるということでございますので、この点についてもですね、ぜひ検討を加えていただいて、その費用負担の仮に発生する世帯がある場合にはですね、そういったことも手法として取り入れていっていただければというふうに考えております。

なお、前段で申し上げた公共施設のプランがおくれかげんだということについては指摘をしておきますので、どうぞおくれのない整備方について町長の考え方をお話をいただいて、閉じさしていただきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
今お話、ご指摘いただきました公共施設のプランですか、については、おくれる現実がございます。年度末にご報告をするべきところであったということもありますので、その辺ちょっと早速調査をして対応を考えてまいりたいというふうに考えております。(「終わります」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)
以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。
お諮りします。
本日は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日は、これで延会します。
再開は、あすの午前10時です。
ご苦労さまでした。

午後 4 時 3 1 分 延 会